

復興庁行政事業レビュー公開プロセス
議 事 録

復興庁

復興庁行政事業レビュー公開プロセス 議 事 次 第 ・ 目 次

日 時 平成29年6月9日（金）13:30～18:15

場 所 中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

- 1 東北マリンサイエンス拠点の形成（文部科学省）【p. 2～p. 19】
- 2 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（経済産業省）【p. 19～p. 38】
- 3 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施（環境省）【p. 38～p. 53】
- 4 復興特区支援利子補給金（復興庁）【p. 53～p. 66】

○野口参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日、進行役を務めます野口でございます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、初めに、復興庁行政事業レビュー推進チームの副統括責任者であります大鹿審議官から御挨拶申し上げたいと思います。

○大鹿審議官 御紹介いただきました復興庁で予算、決算を担当しております審議官の大鹿と申します。

きょうは、有識者の先生の皆様方におかれましては、お忙しいところ、この外部有識者会合に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

御案内のとおり、東日本大震災の発災から6年と3カ月が経過しようとしております。10年間と定められました復興期間も7年目を迎えているという状況でございます。こうした中、集中的な公共投資によりまして、津波・地震の被災地におきましては、今年度末にはほとんどの公営住宅が完成する予定となっております、住宅を初めとしてインフラ面では復興は着実に進展しているということが言えようかと思っております。

他方、福島原子力災害の被災地域におきましても、ことしの春、3月末から4月にかけて、多くの地域で避難指示が解除されました。現在残っておりますのは、帰還困難区域とされる地域を中心にした、ごく一部の地域になっておりまして、ここでは本格的な復興がまさに始まりつつあるということでございます。住民の帰還に向けまして、医療や介護、あるいは買い物環境といった生活環境の整備に現在取り組んでいるところでございます。

一昨年度までが集中復興期間ということでございます。昨年度から後期5年の復興・創生期間が始まったわけでございますけれども、この復興・創生期間におきましては、被災者支援でありますとか、産業・なりわいの再生といった、いわばソフト面での予算あるいは施策に重点を置いて取り組んでいるところでございます。

福島につきましては、今申し上げましたような状況の中で、原子力災害という経験のない災害からの再生に向けて、非常に大きな課題でありますけれども、政府一丸となって各種の取り組みを行っているところでございます。

この復興に当たりましては、10年間で32兆円という極めて巨額の財源をいただいております。この一部、また多くが復興増税という形で国民の皆様にご負担をお願いしているわけでございますので、より一層効率的、効果的に事業、施策を実施していく必要があるというふうに考えております。

本日は実りのある公開プロセスとなりますように、客観的、専門的な立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、この場をかりましてお願い申し上げまして、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野口参事官 ありがとうございます。

まず最初に、本日の公開プロセスの趣旨を御説明させていただきます。

政府は毎年、行政事業レビューとして事業に係る予算の執行状況を把握、公表し、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求等に反映することとされております。公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるもので、公開の場で外部有識委員と事業所管部局が質疑、議論を行い、事業の点検を実施するものでございます。なお、本日の公開プロセスの様子はインターネットで中継しております。

続きまして、外部有識委員の皆様を御紹介いたします。

復興庁指名の外部有識委員は、阿部博友先生、樫谷隆夫先生、なお、阿部先生におかれましては、本日の会議に当たりまして、意見の取りまとめ役をお願いしております。

続きまして、行政改革推進本部事務局指名の外部有識委員は、太田康広先生、永久寿夫先生、松村敏弘先生です。

先生方、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、復興庁指名の外部有識委員の中里実委員におかれましては、本日、御事情により欠席されております。

また、本日は、オブザーバーとして、山本幸三行政改革担当大臣、長沢広明復興副大臣、松本洋平内閣府副大臣、長坂康正内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官が御出席される予定です

本日は「東北マリンサイエンス拠点の形成」「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」「除去土壌等の適正管理・搬出等の実施」「復興特区支援利子補給金」の合計4事業を各1時間で御議論いただきたいと思います。

外部有識委員の皆様におかれましては、審議後半にお手元のコメントシートを回収いたしますので、適宜コメントシートへの記入をよろしくお願ひいたします。

それでは、最初の事業「東北マリンサイエンス拠点の形成」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局である文部科学省から事業概要の説明をお願いいたします。

○文部科学省担当者 文部科学省の海洋地球課長をしています林でございます。本日はよろしくお願ひします。

それでは、資料に基づきまして、本事業の概要を説明させていただきたいと思います。

資料を1枚めくっていただきますと2ページからポンチ絵で概要を説明した資料がございますので、これに基づいて説明させていただきます。

本事業の目的、概要につきましては、2ページ目の概要の囲いの中に書いております。東日本大震災の地震・津波によりまして、沿岸域の水産業に壊滅的な被害をもたらしました。被災地水産業の復興のためには、被災した沿岸域の海洋の中の環境、生態系の実態を把握するとともに、その変動メカニズムをきちんと解明し、科学的な知見に基づいて漁業・養殖業の再開、さらには持続可能な漁業・養殖業の確立が必要であろうと考えております。

このため、大学、研究機関を中心に、地元の自治体、地元の漁協、漁業関係者、関係省庁と連携して海洋生態系の調査研究を実施するとともに、その情報や成果を地元を提供し、

被災地水産業、地元の主要産業であります水産業の復興に貢献していく、こういった事業でございます。

実施体制でございますけれども、もともとこの地域に拠点を持っている東北大学、東京大学、さらには沿岸域、深海域も含めてさまざまな調査の技術を持っている海洋研究開発機構、この3機関を中核機関にして、100人以上のオールジャパンの研究者を結集して行っております。

特に平成28年度以降は、後半5年間ということで、3ページに図を描いておりますが、委員会組織により各機関の連携強化、成果の共有、相互活用、さらには被災地水産業への成果の還元、そういったものをさらに強化するという体制にしておるところでございます。

2ページに戻りまして、実施課題としては4つほどございます。沿岸域、沿岸から沖合までの漁場全体、沖合の海底付近、さらにこういった成果をまとめてデータベースを構築していく課題、こういった4つの課題にそれぞれの機関の強みを生かしながら取り組み、出てきた成果につきましては、速報として漁業関係者に提供することにより、効率的な漁業・養殖業の実施に貢献するとともに、成果を論文だけではなくて漁業関係者にわかりやすく発信していく。さらには、そういうものも踏まえて、共同で調査、実証試験を行う。こういうことによって成果の迅速な展開を図っている、こういった事業でございます。

さらに、こうした沿岸域の総合的な調査研究というのは、国内はもとより海外的にもリーディングケースであるということで、漁業者向け以外にもアウトリーチ活動として一般向けあるいは国際会議での発表、そうしたものについてもやっているところがございます。

出てきた成果でございますが、1ページ飛びまして、4ページ目以降16ページまでに主な成果ということで取りまとめをさせていただいております。いろいろなもの、漁業に生かしていくためにはさらなる実証試験が必要なものがまだありますけれども、例えば5ページに書いてある「①大量発生したウニの間引きと完全養殖による高品質化技術」に関しては、震災後大量のウニが発生して磯焼けが悪化した。これに対応するために、ウニを間引きし、アワビの資源を回復するとともに、ウニ自身を養殖することによって商品化していく、こういうことで解決できないかということを知見として得て、それを今、漁業者とともに実証している、こういった成果でございます。

また、9ページの「⑤食の安全性証明と風評被害防止」については、津波によって陸上からもたらされたいろんな物質がございます。こうした物質が漁業・養殖業にどう影響を与えているのか、こういったものをきちんと調査、確認し、食の安全性を確認することにより漁業の再開に貢献してきた、こういった成果でございます。

全部を説明することは時間の関係上難しいのですが、個別の課題に対応するようなもの、また漁業全体に対応するようなもの、さまざまな成果がございます。単に調査研究して論文を書くということだけではなくて、その論文も、関連する論文、資料にも書いておりますが、成果を発信し、それをベースに地元の自治体、漁業関係者と一緒になって科学的知見を具体的な水産業の復興につなげていく、こういった取り組みを実施しているところで

ございます。

最後でございますけれども、17ページに飛びます。成果指標についての考え方でございます。まず、アウトプット指標でございますが、本事業の目的の達成のためには、被災地沿岸域の環境・生態系の現状あるいは変動メカニズムに係る科学的知見の拡大、これがベースになることから、そういったものを直接反映するような論文数をアウトプット指標として設定しております。論文のリストはこの後に別添のところにつけております。

また、質の議論も前回ございましたので、インパクトファクターについても、書けるものについては書いております。下の表は、内数になっていまして、例えば平成26年でございましたら論文数53のうちインパクトファクターがあるものは19、さらにインパクトファクターが2以上のものは19のうちの15、こういったことで質も含めて書かせていただいております。

アウトカム指標は、これもいろいろ検討したところでございますけれども、本事業の目的は、調査研究のみならず、その成果を復興に活用していくということでございますので、得られた成果を自治体や漁業関係者に周知し、復興に向けた活用を促すための活動の実施回数をアウトカム指標として設定してはどうかということです。平成26年度14回、27年度12回、28年度13回と実績がございますが、今後、後半5年間、さらに漁業の復興に貢献するためにこうした活動のさらなる充実を図っていく、こういうふうを考えているところでございます。

概要は以上でございます。

○野口参事官 お手元の論点シートに記載しておりますように、論点は「本事業の成果が被災地・被災者にどのように役立っているのか」「成果を評価するために適切なアウトカム指標は何か」です。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けて御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。樫谷先生、よろしく願いいたします。

○樫谷先生 17ページのアウトプット指標とアウトカム指標に関連してですが、先日、女川のほうまで視察に行かせていただいて、時間が余りなかったのですが、木島先生からいろいろお話を聞きました。随分熱心に取り組まれています。単なる論文を書くためにやられているのではなくて、むしろ復興という、この方は非常に長くここにいらっしゃる方で、思い入れもあって、漁業者の方と一体になりながら、研究したものを伝えていらっしゃる、こういうふうに聞きまして、感激しました。

論文数をアウトプット指標にしてしまうと、論文を書くことが目的になってしまって、むしろこれは復興の話なので、論文の数は、極端に言えばどうでもいいわけですね。本当に成果が漁業者にちゃんと伝わっているのかどうかということが一番大事で、論文を漁業者の方が読んで、それを実施に移すなどできる人は、ゼロではないかもわかりませんが、ほとんどいないだろうと思います。

そういう意味で、学者としての論文は大事だと思いますから、学者としての成果なのか

もわかりませんが、論文数を余り強調し過ぎると、かえってそっちのほうに関心が移って、漁民のための大事な成果を上げることがおろそかになるのではないかという気がするのですが、そこはどう感じられますか。

○文部科学省担当者 おっしゃる部分はあるかと思います。論文の質を見ていただくと、必ずしも科学的に質が高いものかと言われるとそうでないものも多く出ております。表題などを見ても、そういうふうに感じられる部分もあるのかなと思いますが、論文数としてもそういうところがございます。

ただ、これは調査研究でございますし、今後、あの大きな津波は来ないにしても、小さな津波が来るかもしれない、台風が去年は来ましたが、そういういろんな漁場の環境変動がある中で、将来にわたって科学的な知見をベースに持続的な漁業にしていくためには、こういったものをきちんと取りまとめておくということは将来につなげていく意味では非常に重要だと思います。

先生方はデータだけ出してそのまま退官されてしまうと、そのデータは死んでしまうようなデータになってしまうので、こういった形で論文で取りまとめて後に続くようにしておくというのは、この事業としても重要なことだと思いますし、また、先生方がきちんと活動しているということをはかる意味でも、論文というのはある種、一つの指標になるのかなと思います。

ただ、おっしゃるように、これだけ伸びていけばいいということではないですし、また、これのインパクトファクター等も質を追い求めるということではなくて、こういった論文が、アウトカム指標を下に設定しましたが、漁業者や自治体にうまく知識が伝わる、そういったものにどうつながっていくか、こういうものをきちんと見ていく必要があるのだろうと思います。

そういう意味で、成果のところに関連する論文数と書きましたけれども、成果にどう論文がつながっていくか、この辺をきちんと見ていく必要があるだろうと考えております。

○野口参事官 では、榎谷先生。

○榎谷先生 論文としてまとめるというのは非常に正しいことだと思います。お聞きしていて、あれは今の復興だけではなくて水産業の復活にも、被災地でなくても活用できるものがあるという感じがしました。

そういう意味では、論文にまとめているのはいいと思いますが、アウトカム指標にも関係するのですけれども、講演活動をして、何をもって講演活動と言うのかわかりませんが、木島先生のお話を聞いていると、日常的に接触していろんな御指導をされている、いろいろ意見も聞かれているということがあるので、そこについて活動とか日常の記録をしっかりとしていただくみたいな、漁業者がどうだったかということがきちっとした報告書にまとめられているというのが、今後、起きてはいけませんが、もしほかで起きたとき、あるいは地震でなくても他の水産業の復興にもつながっていくのではないかと思います。講演とか論文数というのは、はかりやすいといえはかりやすいけれども、ちょっと違う

のではないかなという気がして、これで満足されたら困るなというふうに思いました。いかがですか。

○文部科学省担当者 こういうレビューシートに書く指標というときと、評価のときにどういう観点できちんと評価するかというのは、やはりちょっと違う。どうしても指標は数字で追えるものでないと我々できないですし、評価の場合はいろんな話を聞きながらもうちょっと定性的に評価することが可能だと思います。今後、後半の中間評価、最後の評価、そういったところに向けて、今、樫谷先生が言われたようなことも含めて評価できるようなことをきちんと考えていきたいと思います。

○野口参事官 では、永久先生、お願いします。

○永久先生 今のと関連していますが、私も女川に行かせていただいて、現場の方の努力というものを実感してまいりました。すばらしい活動をされていると思います。

そこで、アウトプットとアウトカムの中で、今のお話と全く同じところがありますが、それにさらに加えて、アウトカム指標というのもアウトプットなのだろうなというふうに私は認識します。

この目標というのが復興である以上、漁獲量がふえることに貢献して初めてアウトカムとして出てくる、成果として認識できるのだと思います。研究論文数がふえていくことはいいことだろうと思います。さらに続けていかれるべきことなのだろうと思います。その内容をかみ砕いて現場にいらっしゃる方々にお伝えするという講演活動も、それはそれですばらしいことだと思います。

では、それを通じて実際に何が成果として生まれたのかをはかれないと、この復興事業として成果が出たかどうかということにははかれないのだろうと思います。それは時間がかかるのだろうと思います。

今の段階でその数字が把握できないということがあろうかと思いますが、何をもって成果が出たと認識したらいいのでしょうかということですね。あそこはカキとかホタテとか何かありましたね。ああした養殖がどういう状況になったら、ここで得た知見をどういうふうに使ってどういう成果が出たら、これは一応貢献したというふうに見ることができるのか、その具体的な対象と具体的な目標値というのはあるのでしょうか。KPIみたいなものはあるのでしょうか。

○文部科学省担当者 今そこまで明確になっているものはありませんが、それぞれの活動によって異なってくる部分があると思います。成果を見ても、さまざまな活動をしておりますので、最初のウニとアワビの話であれば、あの成果がアワビの出荷、ウニの出荷につながれば、一応の成果になるだろうと思います。また、その次の名取川のシジミ、アサリの話も、調査をすることによって、シジミの生息地が上流に移ってきた、その情報を漁業者に上げることによってシジミ漁が復活してきたということ自身は、やはり一つの成果だと思っております。

○永久先生 その場合、ここで得られた研究成果がそれに直接的に貢献していかなかった

ならば、この研究による成果とは言えないですね。

○文部科学省担当者 はい。

○永久先生 要は、相関はあっても因果関係はないかもしれないので、そのあたりもきちりとはかっていかないと、ここで得られた研究の成果というものが直接的な復興に貢献するとなかなか言えないですね。そのあたりはきちりとこれから立てられていくということでしょうか。

○文部科学省担当者 その辺もよく見ながら、後半5年間、あと4年間ですけれども、やっていきたいと思います。おっしゃるとおり、いろんな形で復興事業をやっていますので、漁業自身は7割、8割ぐらいまで復活していると聞いております。ただ、従事者自身も減っているのです、そういうバランスであるとか、あるとき台風が来て、売り上げが落ちるとか漁獲量が落ちる、そういうこともございますので、直接的にそういうところの指標はしにくいということで今まで考えていたところがございます。今後、いろんな活動が具体的に一つずつ、成果に書いてあるように、ちょっと小さいものもあるのですが、一つずつ漁業にどう役に立ったかというのもきちんと見ながら進めていきたいと思います。

○野口参事官 それでは、太田先生、お願いします。

○太田先生 まず先に、論点を明らかにするために幾つか質問したいのですが、26年度、27年度は13億、11億と来て、28年度、29年度は7億円台に減額されているのはどういうことなのでしょう。

○文部科学省担当者 最初のころは、いろいろ調査機器を買うとか、そういったハード物があつたためにある程度の予算が必要だったと聞いております。現時点では、その辺のものは落ちついてきましたので、こういった額でやっているということがございます。

○太田先生 成果、アウトプットのほう、論文ですが、論文数全体は53、74、58ということで、インパクトファクターの高い論文数は15、12、5と、激減しているように見えます。世間的に学会の注目を集めるような論文が減ってきていることについては何か分析が有りますでしょうか。

○文部科学省担当者 そこまではまだ分析しているわけではないのですが、先ほども質疑応答の中でありましたけれども、どうしてもこの事業でやっている調査研究の性格上、なかなかインパクトファクターの高いものは出しにくいのかなと思います。特に最初は、漁場の現状を把握するためにいろんな調査をやった。それ自身はかなり新しいことだったので、新しい科学的な成果はあつたと思いますが、そういうものが一段落してどんどん個別的なものになっていけばなっていくほど、科学的なところでは少し落ちてしまうのかなとは思っております。

○太田先生 ありがとうございます。

東北マリンサイエンス拠点というのは震災後に新設されたものではなくて、改組されたのかもしれませんが、もともとあつたものだというふうに理解していますが、それでよろしいですか。

○文部科学省担当者 拠点自身はバーチャルな拠点のことを意味するので、この事業でネットワークをつくって、三者のネットワークによる拠点、そういう意味でございますけれども、見ていただいた女川のフィールドセンターにしても、東大のほうが大槌にございますが、それは以前からございます。

○太田先生 とすると、もともとあった研究所の連携を図って、バーチャルな概念上の拠点というものをつくって、そこに予算をつけている。そこ本来の通常業務としての海洋科学、マリンサイエンスについての研究も震災前もずっとされていたわけですね。

○文部科学省担当者 さようでございます。

○太田先生 この予算がつくことによって、ハードウェアを幾つか買われたということはあるようですが、そのほかに、人員がふえているとか何らかの体制強化というのはあったのでしょうか。

○文部科学省担当者 正式な職員は多分ふえていないと思います。研究費でございますので、よくあるのが特任研究員とか、そういう形で任期つきの研究者を雇っている部分はあると思います。あと、お金の流れを見ていただくと、5機関で流れていて、オールジャパンでやっているという意味で、旅費であるとか、来て研究をするためのいろんな活動費、そういったものでほかの大学の先生方とネットワークをつないでいる、そういったことでございます。

○太田先生 いわゆるポスドク等の短期の有期の雇用の方は何人ぐらいふえていますか。

○文部科学省担当者 済みません。今、正確な人数がありません。

○太田先生 概略で結構です。もともと正規の職員の方が何人いらっしゃって、このプロジェクトで何人ぐらい研究者が、細かい人数まで正確である必要はないので、大体のイメージがつかめればいいのですが、例えばパーマネントの方が50人ぐらいいらっしゃったのが一時的に100人になったとか、そういう感じで。

○文部科学省担当者 そんな多くはないと思います。東大と東北大を合わせても20~30人ぐらいのレベルだと思いますので、パーマネントは、テンタティブで雇ってもそれが10人ふえるとかそんなものではないかと思います。詳細はわかりません。

○太田先生 ここに出ている論文数というのは、この事業によって追加的にふえたものだけなのですか。その3大学の方は、もともと論文を書かれているわけですね。マリンサイエンスの研究もされている。復興予算で11億円が2年、7億円台が2年、来たことによって追加的にどれだけふえたのですか。ふえたものだけがここに載っているのか、全部載っているのか。

○文部科学省担当者 基本的には、この事業を使ってやったものをここに計上しております。

○太田先生 例えば、この事業についての謝辞が載っている。そのほかに科研費の謝辞も載っていたりしませんか。つまり、この事業がなければできなかった研究なのか。ちょっとはこの事業も使っている。何が言いたいかというと、この事業の復興予算でやっている

部分と、大学等の通常業務でかかっている運営費交付金等から回っているほかのお金でやっている部分との仕分けといいますか、どこまでが通常業務で、どこまでが追加的に復興事業でされた部分なのかというのを明らかにしていただければと思います。

○文部科学省担当者 論文を全部見て、謝辞をチェックしているわけではないのですが、数のベースとなっているのは、成果報告書に成果として上げられてきた文献をベースに数えているところでございます。

○太田先生 二重計上はオーケーなわけですか。つまり、ほかのものの成果として載ったものがここの成果に載っても大丈夫。

○文部科学省担当者 そこは見方によると思いますが、このお金だけで足りない部分についてほかのを使ったというのも当然あるのではないかと思います。

○太田先生 でも、少なくともアウトプット指標として論文をはかるのであれば、その論文がこの予算がなくても出てきたものなのか、この予算がついたことによって追加的に出たものなのかは精査する必要があるのではないのでしょうか。極端な話、この事業がなくても恐らく論文を書かれると思います。研究者の方ですから、この分野の論文も書かれると思います。ポイントは、それがどれぐらいふえたかという話なのではないのでしょうか。

○文部科学省担当者 成果報告書に書いてあるものでございますので、この事業でプラスアルファでふえたもの、こういうふう到我々は認識しています。

○太田先生 それは恐らく疑わしいと思いますが、御確認いただければと思います。

○文部科学省担当者 わかりました。

○太田先生 通常業務のほうの予算規模がお幾らで、その研究所に追加で何%ぐらい復興のほうに作業してほしいということで足した感じですか。

○文部科学省担当者 通常の予算はそんなにはないのではないかと思います。数千万から億ぐらい、それぞれの拠点ですが、人件費は別にして、そういうものだと思います。

○太田先生 人件費と、あと、建物も、当然、減価償却等も入れてお幾らですか。

○文部科学省担当者 済みません。そこまでデータを持っていません。

○太田先生 実際の研究施設を幾つか集めて、そこにバーチャルな拠点ということを決めて、復興予算から復興に役に立つとって予算をつけるわけですね。そのときに、もともと活動している研究所がどれぐらいの予算規模でどれぐらいの研究活動をしているかということ把握していなければ、追加でこの復興予算をつけたことによってどれぐらい復興に役に立ったか、はかれないのではないですか。

○文部科学省担当者 そもそもこの予算がなければ、ああいう形で復興に大きく貢献するような研究ができる状態ではなかったと思います。もう少し定量的な、ちょっと調査するとか、そういう予算ぐらいしかなくて、後は外部の科研費でありますとか、そういうもので定量的な研究をやっていた、そういう状態だと思います。

○太田先生 と思いますとおっしゃるとおり、印象としては恐らくそうなのですが、はかられていないのですね。どれだけの研究所でどれだけの予算を持ってどういう活動をして

いて、論文を見ると直接復興に役に立たない、役に立たないというのは必ずしも悪い意味ではないですが、基礎研究に近い、インパクトが大きな研究をされていたところをもっと応用色の強いほうに研究の重点を移していただく、そのために復興予算をつけたということであれば、以前がどうであって、この予算をつけたことによってどう変化したかということ把握しなければ、この事業は成功だったかどうか評価できないのではないですか。当然、事業を始める前にそのときの状況をはかっておくべきだと思います。

○文部科学省担当者 その趣旨もわかります。ただ、海洋機構については完全なプラスアルファというふうに考えていいかと思いますが、確かに大槌、女川というのはそれまでも経常的にやっているものがあって、そんなに大きくはない額であったと思います。大槌の東大のほうは、東大海洋研の一部ですけれども、経常的に4,000万ぐらいしか使っていないということでございます。

○太田先生 その4,000万は何が含まれているかですけれども、人を雇ったら4,000万なんかあつという間です。

○文部科学省担当者 それはないと思います。

○太田先生 人件費がどうか、あるいは建物がどうかということまで入れないと。こちらはハードウェアを買われているわけですので、もとのほうの予算にもハードウェアと建物、人件費が入っていないと比較にならないのではないのでしょうか。

○文部科学省担当者 済みません。今、手元にデータはございません。

○太田先生 わかりました。それは承知しました。

○野口参事官 では、永久先生、お願いいたします。

○永久先生 ちなみに、ホームページを拝見しますと、2011年から、さまざまな論文あるいは講演会、学会での発表、そうしたものが出ています。ということは、予算がついたのが平成25年ですから、それより以前からこうした同じような内容の活動がされているというふうに認識してもよろしいのでしょうか。

○文部科学省担当者 いろんな経緯があります。これ自身は23年度から始まってまして、たしか途中で予算の一括計上になるとか、そういうことがあって、そこから25年度ということで、これ自身は23年度から始めています。

○永久先生 2011年からということですね。

○文部科学省担当者 その補正から復興ということでやり始めています。

○永久先生 そうすると、これ以前の論文等の成果というのはホームページでは把握できないということですね。

○文部科学省担当者 この事業のホームページですか。

○永久先生 TEAMS。

○文部科学省担当者 それはこの事業を始まってからのホームページでございますので、ないと思います。

○永久先生 これ以前は、復興に関しての調査研究あるいはその発表みたいなものはな

されていなかったのですか。

○文部科学省担当者　そもそも地震の起こる前になると思いますので、そういう形では把握していません。

○永久先生　それ以前のは全然ない。

○文部科学省担当者　ないことはないと思います。研究はされていますので、東大にしろ、東北大にしろ、何らかの論文は発表していると思います。

○野口参事官　松村先生、お願いいたします。

○松村先生　まず、これが選ばれたのは、恐らく復興予算という名目で全く別の目的の事業を便乗してやっているのではないかと見られやすい、そういう特質があるから。だからなおさら、本当にこれは復興に役立っているとするならば、ほかの、より直接的に復興に役に立つわかりやすいもの以上に、復興に役立っていることを言わないと説得力がないと思われる。

そのために、説明としては第一に、現状で行われていることは、漁業関係者の人たちと、もちろんニーズがあってということですが、共同して研究を実施し、それで科学的な知見が生かされてきた、ここが最初に出てこなければいけない。

説明ではこれが最後のほうに出てくるのですが、やはりこれがまず大きな成果なのではないか。漁業関係者の人に役に立っているという実感があるのだとすれば、それはアピールなことだと思います。

漁獲高がどれだけふえているのかというのは、外部要因に大きく依存するので、これだけ取り出すというのは至難のわざだということはあるのですが、現場で漁業に従事している人たちがこの研究によって役に立ったと実感している、さらに言えば、そういうことなら自分たちも積極的に協力して一緒にやっという、震災前にはなかった動きがこのプロジェクトによって生まれてきたのだとすれば、これはかなりわかりやすく、アピールなものだと思います。この点がうまく出てきていないような気がします。

以前に比べると、その点の説明はふえたと思いますが、例えば漁業関係者からどう評価されているのか、PDCAを回すときにこちらから聞くとか、具体的にこう改善してほしいと思っているということを調べることのほうが、今回示された指標よりずっと重要。講演会に何回行ったかということは間接的には影響しているかもしれないけれども、これらの情報はもう少し直接的にその関係を示すものだと思います。

評価をするときにそういう視点を前面に出して、今後の事業においてはそのような観点から高く評価されるものであるのかどうか、お金の使い方として適切なのかどうかを、研究者に聞くだけでなく、漁業関係者に直接ヒアリングすることも考える必要がある。

同じく、共同で実施されていて、なおかつ復興の期間というのは一定の期間ですが、その後も持続可能な形になることも大きな成果だと思います。この研究資金を投入した結果として、共同作業がスタートでき、持続可能な形で整備されてきたということがもしあるとすればアピールすべきだし、もしそうでないとするならば、復興予算がついている間は

漁業ももつけれど、その後だめになるという類いの研究なら、ほぼ意味がないと思います。そのような視点から評価することを考える必要がある。

以上です。

○文部科学省担当者 先生のおっしゃるとおりでして、その点、よくわかります。

説明の仕方の問題なのかもしれないのですが、漁業者といろいろ一緒にやるようになったというのは、やはりある程度の成果が見えて、これは役に立ちそうだということを踏まえて、漁業者が一緒になって実証試験をする、あるいは漁業者も一緒に調査に入っていく、今そういう段階に移りつつあるのかなという感じがします。

最初の調査のときは、確かにひどい状態になっているので、協力してやりましょうという状態だったと思いますが、個別具体的な課題については、ある程度成果を見せて、それをおもしろいと思う、役に立ちそうだと思う、そういう段階になって次の実証段階に入ってきているので、そういう意味で、そういう段階の説明をさせてもらったということです。

実際の成果のところに出ているのは、ウニの養殖なども、成果がおもしろいということで実証段階と一緒にやっている、そういう段階に来たり、あと、調査などでも、我々のやっている定量的な調査が役に立つと思ったようなことについては、漁業者自身がお金を出してやり始めている部分もあります。そういうところについてはもう少し我々もピックアップして、成果として取り扱っていけないかと考えているところでございます。

○野口参事官 済みません。質疑、議論の終了の時間が近づいておりますので、お手元のコメントシートへの記入をお願いいたします。また、記入が終わった先生からシートを回収させていただきますので、お知らせください。

それでは、太田先生、お願いします。

○太田先生 1点、ピンポイントの質問です。これは基本的には漁獲高の震災前の復活を、量もしくは金額で目的にしているということですか。金額は場所によっては復活しているというふうに伺っていますが、量は届いていないという御説明でしたか。

○文部科学省担当者 量も7～8割ぐらい27年度は統計上、戻っております。28年度は、台風の影響か何かで27年度よりは落ちている、こういうふうに聞いていますので、7～8割ぐらいまでは漁業は戻っているのではないかと思います。従事者も、センサス統計を見ると平成20年と25年で7割ぐらいになっているので、そういうことを踏まえたときに、7割の漁獲高が戻ったのか戻っていないのか、判断するのが難しいと思っています。

ただ、漁獲高、生産額を上げることだけが戻すということではなくて、復興という観点からいうと、持続可能ということではございますので、科学的な知見を用いて効率的に、今まで波が高くなったのをわからないで外に出て、波が高くなってから戻ってくるということがあったけれども、例えば大槌湾でいろんなデータを発信することによって、それを見て漁業へ行くのをやめて次の日にするとか、養殖のタイミングを見るとか、そういう少し効率的な部分が出てきています。経験で今までやっていたものを知見に基づいてやるようになると、例えば大槌湾では、新しい漁業者が入ってきて、周りに聞いてもよくわから

ないのだけれども、こういう知見をもとにするとうかかなということで、少しずつやり始めているということもございます。

○太田先生 それが目的一だとすると、その数字をどれぐらいはかっていらっしゃるのでしょうか。最終的なアウトカムをはかるのは個別事情があるから難しい。個別事情等、条件を統制した上で確実に結果が出るというものを探るのが基本的に科学的な知見ですので、最終的な目的として一人当たりの漁獲高なのか、あるいは金額なのか、目的の立て方はいろいろあると思いますが、それが何によって決まるのかという要因を特定していかないといけないですね。台風の年は多少下がる、平均の水温が高いときはどうだとか、いろんな要因、影響はあると思いますが、そのモデルの開発はどれくらい進んでいるのですか。それがどれくらい進んでいるかによって、本当に復興のための研究だったかどうか、ある種はかれるかなと思ってお伺いします。

○文部科学省担当者 済みません。モデルというのは。

○太田先生 漁獲高は数字ですので、それが何によって決まるのか、いろんなファクター、要因によって決まるわけですね。天候であるとか、水量であるとか、海の中の何かの状態によって変わる。どれくらいそのモデルの開発は進んでいますか。

○文部科学省担当者 我々は直接やっているわけではないので、そのところは手元にありません。

○太田先生 それがまさに復興するときの最後のゴールであって、ゴールとなっている漁獲高の復活が何によって決まるのかという要因を特定しないで、関係ありそうなものを全部研究してみたというのでは、手段として効率的ではないのではないのでしょうか。科学的にやるのであれば、ゴールがどのように達成されるのかをまず特定するモデルをつくり、それを計測して、効きそうなファクターを少しずつ高めていくというのは当然のアプローチだと思います。やっていてまだうまくいっていないというのは当然あると思いますが、そもそもやっていないとなると、本当にそれをゴールにしてこの事業がなされているのかということが疑わしいのではないかと。

○文部科学省担当者 水産業の復興にしても確かにいろんな事業がございます。そうした中で、地元の困っている課題について知見を提供していくということでやっていますので、我々の提供した知見がどれくらい役に立ったかというのは、なかなかはかりにくいと思っています。ただ、漁業自体は戻っていますので。

○太田先生 はかりにくいことは承知の上で、はかる努力をどれくらいされているかということをお伺いします。データも少ないでしょうし、モデルがそんなに簡単にできるとは思っていないのですが、ただ、計測されようとしているのですか。そういう論文なり成果なりが出ていますか。

○文部科学省担当者 そういう論文はないと思います。

かなり切り分けてやろうと思うと、漁業者の方々にもいろいろお手間をかけなければいけないような部分が出てくると思います。これだからどうだということを皆さんが明かそうと

しないようなものがございますし、それだけ切り分けてやるのは難しいかなと思います。

○太田先生　そういうことではなくて、この事業をすることの目的が復興であり、復興が一人当たりなり全体量なりの漁獲高であったり金額であったりするものであれば、それがどういうふうに決まるかをはかるというのは基本中の基本で、それができないからアウトカムがわからないわけです。間接指標として論文になっているわけですが、どうも話を伺っていると、そもそも復興の目標、本格的にこれを上げようと思って、そのための手段を尽くしているように見えないということです。まず、目標がどういうふうに決まるのかということの研究された形跡もないわけですね。あるいは実際にはされているけれども、ここに出てきていないだけかもしれません、マリンサイエンスというよりはむしろ社会科学的なものになるので、土壌が違うのかもしれませんが、そうであっても、この研究活動が復興にどれぐらい役立ったかというのは政策評価では最終的に問われることなので、そこについて全く測定の努力がなされていないというのはいかななものかだと思います。

○文部科学省担当者　今までは確かに自然科学的な研究がメインであったのですが、今後、復興にどれぐらい役に立たせるかということで人文社会の人も入れて、どうやったら復興に役に立っていただけるのか、そういった取り組みを少し始めてはいます。それが先生のおっしゃるような結果につながるかどうかはまだ見えないので、そこはきょうの議論もきちんと先生方に伝えて、努力できる部分は努力していくということだと思います。

○太田先生　ありがとうございました。

○野口参事官　阿部先生、お願いいたします。

○阿部先生　前にもお話が出ましたとおり、アウトカム指標に関連して、やはり相手方といいますか、漁業関係者からのフィードバックは必要だと思っています。評価が主観的なものに限定されずに客観的な評価になるように、ぜひそこはやっていただきたいということが1点目です。

2点目は、件数だけを見ても、14、12、13、平均すると月に1回程度というのは我々から見て少ないのではないかという感じを受けますので、これから復興のテンポということもございますが、もう少し回数をふやしていてもいいのではないかと思います。それをぜひ御検討くださいということです。

3点目です。研究している先生方は、震災前から研究されているところで震災後にこういった研究に注力されていて、研究を継続されている。そういう中で、我々、期間を見て、10年間で復興しようという時間軸を見た復興ということを検討していて、復興予算をここに分配する形で研究していただいているわけですから、研究という性質と復興のテンポというものがどの程度つり合いがとれるのか難しい部分はあるのですが、やはり時間軸を意識した復興に向けた研究成果の活用ということに各研究者あるいは拠点として強い意識を持って、今後、活動が図れるような工夫をぜひ行っていただきたいと思います。

以上です。

○野口参事官　榎谷先生、お願いします。

○樫谷先生 18ページに論文リストがありますね。平成26年度の最初のは、仮訳でセロトニンによって何だとか書いてあります。読んでも我々にはわからない。恐らく研究された方は、単なる研究ではなくて漁業の復興のための研究というまず問題意識があるはずですね。その問題意識をしっかりと書いていただく。その問題意識によってこれが研究され、研究成果が出ました。その次に、では、これがどういうふうに活用された、まだこれから活用される話なのか、つまり当初の目的がちゃんと達成できたのかどうか、できなかったら何なのだとかいうことが大事なのかなと思います。そう言っていただくと何となくわかるのですが、セロトニンによって誘起されたと言われても、これが復興のための研究なのか、単なる今までの研究の継続なのか、よくわからない。

恐らく女川は養殖がメインで、天然は余りないとおっしゃったので、多分養殖の関係だと思えるので、そのための研究だと思います。そういうことも踏まえた研究ということをそれぞれ言っていただいて、研究成果がどういうところに活用されて、成果が上がったのは漁民と一緒にやったためだとか、そういうふうにまとめていただくとよくわかる。

あつてはいけないのですが、万が一ほかのところにあつたときに、後で見て、だからこうなのだなということもわかりますね。そんなことをしっかりと書き込んでいただくと、数であらわせないものも含めて書き込んでいただくと、後の参考になる。むしろこれは論文の数というよりも、後に参考になるようなものをしっかりとためておくということも大事なのかなと思います。それがいかにたまつたかということも大事かもわかりません。

○文部科学省担当者 確かに表題はアカデミック的にするので、こういうふうになってしまふのですが、下の要約のところを書いてあるように、人工種苗生産の高度化技術開発のデータを得るということをございます。成果には載せていませんが、そういうところで今後役に立っていくというふうに考えております。

○樫谷先生 データを得ただけではわからないので、データを得て、それをどう使つたのか、使っていないのかですね。得たためにこういうふうになつていったというのであれば非常にわかりやすいですね。そうすると国民も、税金を納めて、それはそうだな、よかつたなという話になるのではないかなと思います。

○文部科学省担当者 わかりました。

○野口参事官 永久先生、お願いいたします。

○永久先生 現場を訪ねて感じたことを申し上げますと、研究者の方は研究者で一生懸命いろんなことをこれまでもずっとされてきて、さらに震災の後、そうしたことに対するより具体的な調査研究をされている。一方で、漁業者の方々が商売として仕事をされていて、今までずっとその関係が乖離されていた。だから、具体的な漁業者の方々との協力の中での調査研究というのはなかなか進んでいなかったけれども、今回の震災を一つのきっかけとして、協力関係がうまくできつつあるという話を伺いました。

この協力体制というものがさらに深く進まない限り、一方で調査研究が進んでも、それを具体的な現場に落とししていくというのは極めて厳しいことだと思います。その2つのあ

る意味、乖離していたような研究者と漁業者の間の関係をさらに密接な形で結びつける努力というのは、現場の方々だけに任せておいていいのだろうか。

それこそ行政というか、国の立場から、そのあたりの関係を深めていけるような、何かモチベーションを高めるような施策が必要ではないかと感じましたけれども、この点に関しては現場の研究者と漁業者の努力に任せてしまう、そういうことなのでしょうか。あるいは何か違った観点からこの間を近づける努力をされようと思っているのでしょうか。

○文部科学省担当者 済みません。そこの先のところまでまだ考えが及んでいないというところでございますけれども、見ていただいたように、大学のやっている、これまで何の役に立つかわからないと思われたような研究が地元の漁業に非常に役に立っている、その辺がだんだん浸透してはきていると思いますので、それが確かに続くような、さらに近づきような、この事業自身、あと3年ぐらいで終わるわけですが、そういうことがうまくできないか、これは我々だけではなくて、例えば水産庁あるいは地方公共団体の漁業の担当部署、そういうところとも、少しマリンの中で入っていますので、よく検討していきたいと思います。

○永久先生 今はされていない。

○文部科学省担当者 済みません。今はそこまでは。

○永久先生 これからそうしたことで力を注いでいかれるということですね。

○文部科学省担当者 考えていきたいと思います。

○野口参事官 太田先生、お願いします。

○太田先生 先ほど松村先生がおっしゃったことはかなり本質的で、10年間で32兆円という復興予算は、増税も含めて、いろいろな国民の負担を見て、皆、被災地に復興してほしいと思って集まっている税金なわけですが、額が巨額ですから、直接、復興と関係が薄いものもこれは復興に関係があるのだといって全部その予算をとりについているというふうに、事実がどうであれ、疑われている面もあります。実際、関連性の薄いものが復興予算で使われているとあって問題になって報道されたケースも幾つかあるように思います。

これは比較的、直接的な因果関係がはっきりしていないので、ほかの事業と比べたら本当に復興に役に立っているということを通常以上に強力に言っていないといけない、そういうポジションにある事業だと思います。それが今のところ、やる前にはきちっと精査されていなかったというお話なので、最終的に終わりの段階の報告書の段階で、通常業務とはこう違う、これによってこれだけ漁獲高に影響があったのだというところを本格的に調査されないと、予算をもらってやる事業としては説明責任が相当に問われるのだらうと思います。

○文部科学省担当者 わかりました。

○野口参事官 現在、コメントの集計作業をしております。引き続き御質問のある先生は挙手をお願いいたします。榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 聞いていまして、具体的な数字までわかりませんが、非常に熱心で、漁業者

の方も巻き込んでやっているというのは、私、ほかの水産業の活性化の現場でいろいろ接触することがあるのですが、研究者の方と生産者の方が一緒になってやっているというのはほとんどないのです。生産者の方が大学の先生のところへ行っても、無視されるというとおかしいけれども、ほとんど関心を示されない。逆に生産者の方も県民のことを余り意識してやられているわけではない。

そういう意味では、成果はまだわかりませんが、そういう関係ができたというのは先生方の御努力もあるとは思いますが、そういう努力のことをしっかり次世代に残していただく。こうやらないと研究してもうまく実際に結びつかないのだということが生産者の方もわかるし、漁業者の方もひょっとしたら研究者の先生方はこういうふうにしなないと理解していただけないということもわかるかもしれないので、そこは研究論文とは別に、よくまとめておいてもらいたいですね。

○野口参事官　ほかに御質問やコメント等よろしいでしょうか。太田先生、お願いいたします。

○太田先生　時間があるようなので伺いますが、各研究所等がやはり近い分野のマリンサイエンスを研究されているので、従来からも連携はあったと思いますけれども、この拠点ができることによって、例えば各研究所の間の共著論文がふえたとか、あるいは東北大学では通常できなかったことがJAMSTECさんの機器を借りたら何か新しいことができたとか、そういう展開はあるのですか。これは同じ事業に名前を連ねただけですか、それとも連携が強化されたのかということです。

○文部科学省担当者　一緒になって一つのことをやっていますので、以前に比べたら連携は強化されていると思います。ただ、具体的にどうだと言われると、もちろんもともと知らない仲ではなかったのだらうと思いますが、特にJAMSTECみたいな機関というのは大学とそんなに近いわけでもないので、彼らは沖合とか底の状況の調査がメインになりますけれども、大学の先生方と一緒にやってやったというのはネットワークが強化されているのではないかと思います。

○太田先生　それは調べるとなると割に簡単に定量的にいけますね。同じ分野の人たちの以前の論文の共著者のリストと、この事業が始まった後にどれぐらい共著者に各機関が入ったかというのは、かなり正確に数字で見られると思いますので、その点は確認されてもいいのではないかと思います。

○文部科学省担当者　では、そこはチェックしてみたいと思います。いろいろありがとうございます。

○野口参事官　現在、まだコメントの集計作業をしておりますので、御質問等ございましたらお願いいたします。樫谷先生、どうぞ。

○樫谷先生　女川を視察させていただいて、女川のごことはよくわかったのですが、それ以外、気仙沼とかいろいろありますね。例えば気仙沼は、漁業そのものは中心が外洋ですね。余りそういう研究というのはされていないのですか。女川を中心にやられているのか、そ

れともそれぞれの場所で、女川には拠点がありました、それぞれ拠点の場所にあるものを研究されているのですか。

○文部科学省担当者 気仙沼がどうかというのはあれですけども、いろいろやっています。成果の中でも名取川の河口の話とか入っていますし、養殖がメインかもしれないですが、いろんな湾でいろんな課題をやっているということになります。東大のほうは大槌になりますので、大槌をメインにその近くをやっています。必ずしも全部はさすがにカバーし切れていません。

○樫谷先生 漁民の方と密接になると、余り遠隔地から来て密接にはなかなかできないので、恐らく現場にあればそれができると思いますが、例えば、あってはいけないのですが、地震が来て、そういうものがない場合は難しいですね。

○文部科学省担当者 女川、大槌に拠点がありますので、そこはかなり漁業とかも含めていろんなやりとりがあると感じております。ただ、名取川や志津川湾、いろんなところでもやっていますので、確かに、なってみないとわからないところがありますけれども、経験はそこで生かせるのではないかと思います。

○永久先生 ホームページに出ていますね。こんな感じで、調査の場所。

○文部科学省担当者 結構いろんなところでやっているかと思えます。

○野口参事官 ほかによろしいでしょうか。永久先生、どうぞ。

○永久先生 時間がまだあればの話ですが、今、その調査の場所というのを調べましたら、結構いろんなところで調査されていて、今までお話しされた成果というのは個別の地域とは全然違うような話ですね。個別に何か成果目標みたいなものがあるというわけではないですね。

○文部科学省担当者 そうですね。そこで困っている問題をどう解決していくかということになるかと思えます。

○永久先生 なるけれども、今のところ、まだ調査を各地域でやっているだけの状況で。

○文部科学省担当者 例えばホヤであったら鮫浦湾とか、それぞれの湾で課題になっていることをやっているということになるかと思えます。

○野口参事官 では、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 取りまとめた結果をこれから発表しますが、5名の有識者の評価結果は、事業内容の一部改善とされた方が3名、事業全体の抜本的改善とされた方が2名でありました。廃止と現状どおりはゼロでございます。

主なコメントといたしましては「各研究がどの程度漁業の復興に活用されているのか、わかりにくい」「研究成果が復興に向けて一層活用される工夫を検討されたい」「アウトカム指標については、自治体や漁業関係者からのフィードバックを取得し、その分析を通じて、より復興に役立つ研究の推進に活用されたい」「地元の責任者が相当の思い入れを持って活動している。そのため、漁業者の信頼を得て、成果を具体的に活用して成果を上

げている。ただし、現在のアウトプット、アウトカムのみでは論文等に研究者の関心が行くことになりかねない」「成果目標を可能な限り具体的に明確にすべき」「その成果をはかる努力をすべき」「論文や講演会と現場での成果の因果関係を明確にすべき」「現状では事業の目的に対する効果が不明」「復興のゴールである漁獲量がどのように決まるのかについて測定しようとした形跡がなく、復興予算で実施する必要がわからない」「各研究機関の通常業務との切り分けが明確になる必要がある」「漁業関係者からどう評価されているのか、その視点が弱いのではないか」「漁業者と共同で実施されている研究の実態をアピールすべき」「復興期間後にも協調関係を維持する基盤をつくる視点が必要」というものがありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては、事業内容の一部改善とし、取りまとめコメントは次の3点としたいと思います。

1点目、復興予算で行っていることを踏まえ、どれだけ復興に役立っているのかとの観点から、客観的、定量的なアウトカム指標を検討すべき。

2点目、調査研究の成果について漁業関係者にフィードバック、アピールする姿勢が必要。

3点目、復興期間後にも漁業者との協調関係を維持する基盤をつくる視点が必要。

以上としたいと思います。先生方で御意見があればお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○阿部先生 それでは、この内容をもちまして有識者の評価結果としたいと思います。どうもありがとうございました。

○野口参事官 結論を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、次の事業「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」の議論に移らせていただきます。説明者の入れかえに少しお時間をいただきますので、2時50分から再開させていただきます。

(文部科学省関係者退室)

(休憩)

(経済産業省関係者入室)

○野口参事官 それでは、皆様そろいましたので、ちょっと時間よりは早いですが、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」の議論に入らせていただきます。

それでは、事業所管部局である経済産業省から事業概要の説明をお願いいたします。

○経済産業省担当者 中小企業庁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に論点等説明シートがあろうかと思えます。中小企業組合等共同施設等災害復旧事業ということで、いわゆるグループ補助金と言われている事業でございます。

平成23年度、発災当時からやっております、現在では、東日本大震災により甚大な被害を受けて、特に復興がおこなわれている地域ということで、岩手、宮城、福島、3県の津波浸水地域と福島県の避難指示区域を対象に行っているところでございます。最初は北海道から栃木、千葉まで行っておりましたけれども、平成25年度からこのような形になっております。

これは、1社ではなくて複数社でグループをつくりまして、何か復興に役立つ復興事業計画をつくっていただきまして、まずグループ認定をする、これが第1段階でございます。このグループ認定をした上で、個社ベースでどれだけの補助金が要するという御申請をいただいて、これに対して交付決定を打つ。それから、物ができまして、基本的には事業を開始できるようになってからお支払いする。この3つのステップでこの補助金は構成されているところでございます。

ちなみに、総事業費に対しまして、半分、国費で補助しております、4分の1を県のほうで負担して、残りの4分の1は自己負担という形になっております。

その際、従前の施設等の復旧ということが考え方の基本ではあるのですが、それだけはなかなか難しいという場合には、よその土地であったり、あるいは上限を被災前の建物ないしは設備の価格としておりますけれども、別の事業に出てもいいとか、あるいは場合によっては被災前よりも縮小して補助金を出すということも可能になっております。

それから、地域の商業回復のニーズに応えるために、共同店舗の新設、街区の再配置などへの補助も実施しております。

とりあえず事業概要の説明は以上でございます。

○野口参事官 お手元の論点シートに記載しておりますように、論点は「なぜ毎年多額の不用が出ているのか」「不用の抑制策としてどのような手段を講じているのか」「不正事案等の発生防止に向けどのような取組を行っているのか」「事業の負担が原則4分の1であるため、事業見通しを慎重に検討することなく施設等を復旧し、事業再開する業者もいるのではないのか。そういった事業者が廃業したい場合に、廃業に伴い原則として補助金返還が必要になるため、無理に事業を継続している事業者も存在するのではないのか」です。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けて御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。太田先生、お願いいたします。

○太田先生 事前勉強会で伺ったことを含めて、公開プロセスの場でもう一度伺いたいと思います。このお金を出すに当たって、どのように審査されて決定されているのかというところをお教えてください。

○経済産業省担当者 グループ補助金でございますので、まず、グループの認定のところから始まるわけでございます。グループを申請いただくに当たりまして、もちろん事業協同組合ですとか、そういった組合単位で申請される方もいらっしゃいます。それから、町の組合までいかなくても地縁関係でやっておられる方もいらっしゃいます。それから、取引関係のある中でいらっしゃる方、いろんな事例がございます。どこにも入れないという

方も最初は多くいらっしゃいましたが、これは商工会議所、商工会などが間に入って、とにかくグループを組んで、復興に役立つ共同事業をしていただくというようなことで、グループの事業の性格をまず審査するという形になっています。

このグループ認定につきましては、都道府県に申請がございます。都道府県のほうで審査会などを設けて、審査をいたしまして、それでグループ認定をする、そういう段取りになっております。

その上で、グループを認定した後に、実際には補助金の申請が事業者からなされることになります。グループ認定の段階でも、復旧に必要な設備や建物施設、そういったものがある、それについての費用の見積もりも出ているわけですが、補助金の交付申請の段階になりますと、これにつきましては、2者以上の金額の見積もりをとって、その見積書を添付して申請いただくことになっております。これで実際に必要な金額を確定いたしまして、もちろんグループ認定に合っているものとしてちゃんと補助事業が行われるということを確認するわけですが、金額もそれで確定しまして、補助金交付決定を打つことになります。

実際にお金が支払われる段階になりますと、今度は建物とか設備とかあるわけですから、請求書をきちんと確認して、その請求書に基づいて必要な金額をお支払いするということがございます。

認定の段階から補助金交付の段階、補助金交付の段階から実際に支払う段階でそれぞれ少しずつ金額が確実に増えていく、そんな感じでございます。

○太田先生 次の質問のための前提を伺ったので、もう少し縮めていただければと思いますが、採算性はどのように見られているのですか。

○経済産業省担当者 事業の採算性ですか。

○太田先生 はい。

○経済産業省担当者 事業の採算性につきましては、まさに復旧して箱だけでできておしまいということにならないように、実際にその事業を行うに当たりまして、県のほうでも審査するときに見ております。幾つもの事例がございますけれども、商工会議所や商工会の経営指導員の皆さんにきちんと見てもらってやっているケースもあれば、金融機関のアドバイスを得ながらやっているケースもございますし、終わった後のフォローなどもしているところでございます。

○太田先生 少し戻りまして、グループでないと事業の対象にならないようにしたという趣旨はどのような点にありますか。

○経済産業省担当者 このグループ補助金は非常に難しい性格の補助金でございます。いわゆる中小企業といってもいろいろあるわけでございます。例えば、商店でおうちを持っていて1階で営業しているというのもよくあるわけでございますけれども、戸建て住宅にはこの手の補助金はないわけでございます。こちらの事業は、あくまでも地域の雇用を支え、事業を通じて働く場を提供し、それが地域の復興に役立っていくという観点でできて

おりますので、一つ会社が自分の事業を復旧するというだけではなくて、複数社で組んで、グループである種、公益的な、地域の復興に役立つ事業をする、その人の施設設備を復旧しよう、そういう趣旨でできたものでございます。

○太田先生 継続的に採算性のモニタリングというのはされているのでしょうか。

○経済産業省担当者 アンケートなどもとっておりまして、事業の業況が苦しいという方々のところには、事業をサポートするようなことを県のほうでもしていただいたり、商工会議所などがフォローしたり、そういった形でフォロー、サポートをするようにしております。

○太田先生 アンケートではなくて決算書といいますか、財務諸表をとっているかという趣旨なのですが。

○経済産業省担当者 財務諸表につきましても、そういったフォローをしていく中で、商工会議所経営指導員の方々がいらっしゃいますので、見たりしております。そういった中で確認しているところでございます。

○太田先生 この事業を適用された会社にお伺いしまして、別の事業なのですけれども、この対象かどうかわかりませんが、複数社で出資してつくられた。これは4分の3まで見ていただくということですが、ほかの補助金等を合わせて実際は設備の8分の7が公的なもので、自分たちの出資分は8分の1であるということ、いろいろ伺いますと、8分の1に減らして減価償却費を出してとんとんだ。キャッシュフローは別に赤ではないので回っているけれども、とんとんである。更新投資はどうするのかというと、厳しい実情を考慮していただきたい、御理解いただきたいと。その趣旨をそんたくすれば、要は、はっきりおっしゃっていませんが、次のときもまた補助金が欲しいということかなというふうに私のほうで受け取ったのですが、こうなると、次の更新投資のときにまた補助金を入れないと成り立っていかない。

こういうビジネスでありますと、純粹にそれは採算がとれていないビジネスだけれども、損失補填を税金でしているので回っていているというだけですね。今後、テークオフしていく、どんどん採算がよくなって自力で地域の経済を活性化させていくという見込みもなさそうだ。こういう場合には、純粹に経済学的にいうと、その事業をやめていただいて、そのお金をキャッシュで関係者の方に配ったほうがましであるということになると思うのですが、不正だけではなくて、そういう事例も恐らくは多数あるにもかかわらず、この事業を継続しないといけない意義についてお聞かせいただけますか。

○経済産業省担当者 8分の7は他省庁の予算でございますけれども、こちらは4分の1、その金額の多寡がどうかというのはさておきまして、同じような事情はこちらにも起こり得る話だと思います。

最初に申し上げましたように、津波浸水地域を対象に事業を打っておりますので、この間、少しごらんいただいたかもしれませんが、現実には事業を始められていない方もまだまだ大勢いらっしゃるところでございます。

それから、県庁の方のお話がありましたし、当然、私どもも同じですが、言い方は難しいのですけれども、補助金を交付することによって、事業を営むということはフローでもお金が出ていくことになりますので、事業者にとっても重荷を負っていかれるということは本意ではなく、そのための補助金だとは認識しておりません。したがって、これからまさに津波地域で復旧復興していくに当たりまして、先生の御指摘もそのとおりだと思っておりますので、これからやる人たちも含めて、事業採算性というのはしっかり見ていかなければいけないと思っております。

一方で、仮に津波地域、被災地域でなかったとしても、日本全国の中小企業が抱えている問題というのは当然あるわけですし、特に東北の3県について、その状況がより深刻に出てきている部分もあろうかと思えます。中小企業庁全体の政策の中で、円滑な事業承継、あるいは言い方は難しいのですが、やむを得ず廃業を選択される方の支援をどのように行っていくかということは、別途この地域に限らず考えていくべき課題だと思っております。当然、それは東北のこの3県の地域においてもこれから考えていきたいと思っております。御指摘はそのとおりでございます。

ただ、この事業がそれによってということではなくて、あくまでもこの事業は、最初に申し上げましたように、この地域の復旧復興、かなり深刻なダメージを受けたものを何とかもとに戻すということの事業でございますので、日本全国で起きている問題とは別に、そういった政策課題のためにぜひ有効に活用していきたいと思っております。

○太田先生 それに当たってですけれども、もちろん事前に事業計画を見て、そのとおりにいくとは限らないわけで、結果的にうまくいかなかった、ただ、当然その割合は低いほうがいいわけですので、どれぐらいの割合でそうだったかということを確認するために、財務諸表の収集というのは最低限やらないといけないことなのではないか。既にその条件なしで出したところに、非公開会社に財務諸表を出してというのはなかなか言いにくいと思いますが、今後申請される方については条件として、補助した固定資産が使われる期間については引き続き財務諸表を出してくださいとって政策の効果を評価できるようにしておくことは非常に重要ではないかと思えます。

○経済産業省担当者 御指摘のとおりでございます。我々もそういった形に努めていきたいと思えます。まさに先生がおっしゃいましたように、特にこの地域ですと個人事業主もたくさんいて、いわゆる財務諸表的なものが十分整っていない方もたくさんいらっしゃると思えます。中小企業でも、私、前にそういう財務諸表の仕事をやっていたのですが、普及そのものがまだまだ全国的に見ても進んでいないという中で、御指摘のとおり、そういうことがとれる事業者も当然いらっしゃいます。常に事業者の負担との兼ね合いになるわけですが、多分そういう方というのは地域での影響力も大きい方だと思えますので、財務諸表なども見ながらフォローをしっかりとできるようにしていきたいと思えます。

○太田先生 少なくともこの事業については複数事業の方がかかわっているの、お互いの権利関係の整理をするためにも最低限その書類がないと、個人の場合であれば井勘定と

いうのがあると思うのですけれども、まさにそういうことを避けるために複数のグループ補助金になっているわけですね。この事業の対象者については少なくとも財務諸表はあるように思います。

○経済産業省担当者 グループを申請して認定するのですが、補助金そのものは個社のもとの設備の復旧とかに使われていまして、共同事業の共同設備に対して補助金が出るわけではない。個社の事業に出ますので、もともと被災して流された建物の復旧に使うとかいうことで、例えばグループで行う事業はみんなでホームページをつくって、地域を盛り上げるためのイベントをやる、そういうことだったりしますので、そのためのお金が出ているわけではございませんので、必ずしも財務諸表が出ているということではないと思います。

○太田先生 申請に当たって財務諸表を提出することというのはハードルを上げてしまって、この制度の趣旨に反するとお考えですか。

○経済産業省担当者 何とかしたいと思いますが、実態としては、特に個人事業主となりますとそういうことが恐らくできていない。会社であったとしても、5人以下の小規模事業者は9割以上ということになりますと、私も会計要領というのをつくって全国に普及する活動を行ったのですが、それをいきなり特に被災者にとというのは難しいところがあるかもしれません。

○太田先生 ありがとうございます。

○野口参事官 永久先生、お願いいたします。

○永久先生 すごく根本的な質問になってしまうのですけれども、グループで申請して対象が個人というのは、どういう理由からそうなったのでしょうか。

○経済産業省担当者 グループでいろんな活動、先ほど申し上げたようなことを行っただけに当たっての前提として、自分の事業が行われていないとそういった共同活動もできない、大きく言えばそういう考え方だと思います。事業が例えば行われていない、生計が立たないことになると、さっき申し上げた自分の会社の商品も含めて提供しながら地域で復興イベントみたいなものを行うということもできないわけでございますので、グループ活動と個社の事業との連関関係をどこまで厳密に見るかという議論があろうかと思いますが、考え方としては、個社支援なのだけでも、グループの事業でしっかり行っただけの方に対しての支援を行う、そういう考え方です。

○永久先生 個々が対象であるということは、そのグループでやるさまざまな活動等が担保されるということがわからない、保証されないですね。それはそれでお互いの努力でやっていけるだろうという認識、あるいは集まることによってそれが可能になっていくだろう、そういう認識をすればよろしいのでしょうか。

○経済産業省担当者 実際にグループでどのような活動を行うかというのは私どもも確認しておりまして、そのフォローは行っております。全グループに対して代表者にそのグループでの取り組みの事業はということかというアンケートをとりながら、それに対する

フォローはしているところでございます。すぐくずさんなグループでの計画はさすがに我々もグループ認定のときに切っていきますので、そこはお互い相談しながら、本当に地域の役に立つような、そういったものを採択してとるようにしております。

○永久先生 済みません。言葉尻を捉えるようで恐縮ですけれども、地域の役に立つというその試金石みたいなものはどういうところなのか。

○経済産業省担当者 何か定量的にというわけでは必ずしもないのですが、例えば、わかりやすくいえば地域の商店街みたいところで商店街復興イベントをやる。それに協力する会社であり、個人であり、商店が商店街の中に10者いる。その人たちで復興イベントをやるためにも個社の事業はしっかりなくてはいけない、そういうところを見て私どもとしても、商店街の復興イベントが確かにこの地域に役立つだろうというあたりは、さっき申し上げた審査会などもあって、外部有識者の御意見も聞きながら判断しているところでございます。

○野口参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 不用額がたくさん出ているということなのですが、ここの中で「各年度の事業規模の管理を適切に行い」と書いてあります。全体の事業規模と各年度の、これはスピード感の話だと思いますけれども、全体の事業規模というのを各地、それぞれの場所だと思えますが、はかれるものなのかどうなのか、どのようにはかられているのか、それをお聞きできますか。

○経済産業省担当者 本事業を行うに当たりまして、恐らくそこが一番難しい点なのだと思います。先ほど来の御指摘にも通じるところがあるのですが、やはり時間軸との兼ね合いもございまして、今やりたいと思っている事業者も、ごらんいただいたように、かさ上げとかの関係で、だんだん月日が流れていくと自分も年をとっていき、周りのビジネスの環境も変わってくるしということで、やはりやめたということがあるかもしれない。現在は他県で営業していて戻りたいと思っている人が、しばらく時間がたつ間にそのままそこにいらっしゃる方もいるかもしれない。一方で、戻ってこられるという方もいらっしゃいますが、縮小してやられるという方もいらっしゃる。

そういう意味では、どれほどの数の事業者がグループ補助金の対象地域で今後ビジネスをされるかということについての見通しを立てるのは非常に難しいと思います。これまでグループ補助金を打った事業者は1万事業者以上いらっしゃるのですが、これからどれだけ出るかということもなかなか難しいですし、あちらこちらに散ってしまっているというところもありますので、難しいと思っています。

ですから、長期的なことはともかく、こういった御指摘も昨年度来、復興庁さんともお話をさせていただいているのですが、やはり少なくとも来年度要求についてはある程度確度を高めていかなければいけないという取り組みはあって、これはこちらのペーパーにも書いて以前御説明しました。やはりグループの認定から補助金の申請までの間を短くするべきであり、かつ、A、B、Cという設備があったら、全部それをまとめて申請してくだ

さいという運用になっていましたので、そうなるとうとうともどさっと出てきて、こちらとしてはそれが全部出るのかと思って予算を積まざるを得ないのですけれども、実際はAとBだけで、Cは後とか、例えば仮設でやるのでAとBの設備は要るけれども、Cの建物そのものはかさ上げがあるまでできない、そういうことがあったりして、そこはA、B、C一遍ではなくてもいいとか、Cは後でもいい、そういうふうには昨年度からしております、少し確度は増してくるのかなというのが一つです。

もう一つは、ごらんいただいたように、復興事業もだんだん進捗しておりますので、そうすると事業者の事業見通しの確度も上がってくるという期待もありまして、その辺は県庁などとも相談しながら、できるだけ来年度要求についての精度が上がるような取り組みはしていきたいと思っております。

○樫谷先生 いずれにしても事業者としては、補助金をいただいたとしても採算が合わないことはやらないということだと思っておりますが、事業者として、土地、土地のマーケットというのを読むことはできるのですか。

○経済産業省担当者 これもいろいろだと思います。この間ごらんいただいたところに限らず、私などが見ていると、東北の被災地で復旧復興しながら、世界と取引している人もいらっしゃいます。ワールドマーケットを狙っている方もいらっしゃいます。東京圏を狙っている方もいらっしゃる。そういう方々にとってみると、もちろん被災地の地元の状況だけではないマクロの話があります。

それから、御指摘のように、地場でやっている方々は地元がどうなるかということがあろうかと思えます。そういう意味でいきますと、やはり地元の商工会や商工会議所の皆さん、あるいは県庁ないしは市役所、私は市役所も訪問しましたけれども、結構考えておられます。そういった方々に寄り添って伴走支援をしていただきながら、実際の事業計画を立てていくということだと思います。

最初の太田先生のお話ではないですが、事業者も4分の1はお金を返していかなければいけないわけですから、従業員の方も抱えながらおやりになるわけで、給料を払うということは非常に大変なことですので、背伸びしない、無理しないということは、今回に当たって各県それぞれ話をしましたけれども、やはりどの県でも身の丈に合った事業になるようにということはかなり意識してやっておられるようでございます。あと、元気を出してしっかりやってほしいということも、これももともとのこととしてありますので、ディスカレッジという話ではないのですが、そこはしっかりほかの中小企業ともあわせて応援していく取り組みとセットで考えていきたいと思っております。

○野口参事官 樫谷先生、お願いします。

○樫谷先生 いずれにしてもマーケットの成長と供給者との関係だと思いますので、その辺の情報は商工会議所のほうでちゃんとつかまえているかと思っておりますけれども、ぜひそういう情報を的確に事業者に与えるようにしていただかないと、あるいは将来の情報を適度に与えないとマーケットも規模が決まりませんね。よろしくお願ひしたいと思っております。

○野口参事官 阿部先生、お願いいたします。

○阿部先生 3ページにあります不正の問題です。全体で1万1,000者ということで、大変多くの事業者に対して支援を行っているという中で管理は大変難しいと思うのですが、3ページにありますように、各県とも国の補助事業マニュアルにのっとって書類を確認しているということとあわせて、岩手県、宮城県においては、必要に応じてとされているところを実際に現地調査を実施しているという中で、宮城県のA社については不正が起きているということから、事業マニュアルにのっとった管理だけでは十分ではないのではないかとこの疑問が一点ございます。

さらに、このA社の事例を見てみますと、誤送金ということで、一旦送ったお金を別口座に戻しているということなのですが、ここで問題とされているのはA社のみと見受けられるのですが、本来こういう不正は、相手方の業者と一緒に不正を働かなければできない仕組みになっていなければおかしいと思います。ですから、この補助も、見積もり、発注書、あるいはインボイス、そういったものが一緒になって初めて補助される仕組みになっていけば、相手方が共謀してといたしますか、一緒になって不正を働かない限りこのような単純な仕組みで不正はできない形になっていると思うのです。しっかりと現地調査を行っていた宮城県においてどうしてこういう不正が起きてしまったのかということと、それを踏まえて、今後どのような不正防止の取り組みを行うかについて教えていただきたいと思っております。

○経済産業省担当者 不正でございますが、1万1,000者の中で3件の不正ということで、この3件は非常に問題だと思っておりますけれども、非常に多くの方が真摯に執行しておられるということも一方で事実だと思っております。そういう意味では、被災地の事業者の皆さんのそういったお取り組みというのは、私どもとしてはちゃんとやっていただいているという認識がありますけれども、中にはこういう事案がございます。

どこまで何をするかというのは、やれば当然いろいろできるわけでございますけれども、御指摘のとおり1万1,000者ということで非常に数が多いでございます。それから、被災事業者であって、これからまさに立ち上がっていかうという方々にどれほどの事務負担をお願いしながらやっていくかということもあろうかと思っております。

それから、県庁の事務処理能力というのがもう一つございまして、現在、各県ともに他県からの応援をもらいながらやっている状況でございまして、行政コストの面からも非常に問題がございます。

こういう事案を防ぐための取り組みというのは我々として常に考えていかなければいけない課題だと思っておりますけれども、一つは国の補助事業マニュアル、これは一般的なものとして存在しているものでございまして、最低これはやっていただく必要があるわけなのですが、このグループ補助金についてだけどうして非常に厳しいことをしなければいけないのか、被災事業者をお願いしなければいけないということとのバランスなども考えなければいけないと思っております。

そういう意味では、特にA社のケースは、先生の御指摘はあれですけれども、業者の結託があったのかわかりませんが、別口座への返金という形になって、ちょっと見にはなかなか見抜けないところなのかもしれません。そこは私はわかりませんが、そんなあたりまで考えますと、おまえ、何をするのかというのは、私どもの感じとしてはバランスを見ながら、まずはできることをしっかりやっていって、もしこういう悪質な方が出てくるようであれば、もちろん犯罪捜査の中でしっかり見つけていただく。私ども、倒産などがあつたら見つけたりすることもありますので、そういったことも含めてやってきて、もし国の事業全体でということであれば、国の補助金マニュアルのあり方全体を議論していただく中で、例えばこれもということであれば我々も説明しやすいのですけれども、ここだけなぜ、被災者向けだけなぜ、グループ補助金でなぜというのはなかなか難しいところもあるという事情はございます。

○阿部先生 ありがとうございます。1万1,000者に対して本当に3件だけなのかというのがやはり関心ということだと思いますが、氷山の一角にならないように、このマニュアルに従って管理していくということであれば、きちっとした管理はこのマニュアルに従って行っていただくということと、発生した問題に対して厳罰をもって対処するということがやはり予防につながると思いますので、それを徹底していただきたいということでございます。

○野口参事官 松村先生、お願いします。

○松村先生 まず、今の点なのですが、皆さん御指摘になったとおり、これだけ多くあつて確かに3件というのは少ないのだけれども、本当にこの3件だけかは確実ではない。まだ見つかっていないのもあるのかもしれないということは認識しなければいけない。3件で少ないから大丈夫だという認識は決して持つてはいけないと思います。

それから、これ以外は見つからなかったのはしようがないという側面もあるのかもしれないが、この3件は相当に悪質なケース。ここまで悪質ではなくても、これが3件あるとすると、もう少し悪質でないケース、例えば、ないとは思いますが、ないことを願っています。この納入価格は補助金が出るから高くしてもらって、別の補助金の出ないところは低い価格で納入してもらって帳尻を合わせるとかいう類いのことはあり得るのではないか。

さらに、もう少し悪質性の程度の下がるものだと、見積もりの段階で、相見積もりは確かにとっているのですけれども、両方の会社から、親密な人たちなので厳しく見ない、高い価格でもいい、どうせ4分の3は自分の払いはないから、などというようなことまで考えると、この類いの軽微な問題まで含めれば問題となりうる件数はふえてくると思う。やはり効率的な調達をしているのかどうか、4分の1とはいえ自分が負担しなければいけないのだから一定のインセンティブがあるのはわかりますが、その対策は考える必要があるのではないか。

その点で、先ほども御指摘があつたのですが、この宮城県のケースが事前にわからなか

ったというのは御説明で納得したのですが、なぜ告訴を取り下げってしまったのか。これはかなり明らかな犯罪的なものです。お金を返したから問題ない、それで本当にいいのか。何かまずいことをしたとしても、いざとなったら見つかったら返せばいいということであるとすれば、損失は全くないことになりかねない。一定の確率でしか見つからないとすると、告訴を取り下げたというのはもちろん県の判断なので、経産省のほうからとやかく言うのは難しいのはわかるのですが、本当に妥当な判断だったと言えるのかどうか若干疑問に思っています。この点はいかがでしょう。

○経済産業省担当者 最初に3件のということで、確かにそれはほかに出てこないというわけではございませんので、私どもとして、だからいいということではもちろんございません。これからも引き続き、こういったことがないようにということはしっかり心がけて、今、松村先生がおっしゃったことはしっかり心にとめて我々も運用していきたいと思っております。

それから、相見積りの正しさとかいうのも、これもこの事業に限らずだと思います。一般に研究開発から何にせよ、ある話だと思います。私どもとしては、相見積りをとって、実際には支払われる金額も納品書を見てお支払いしますので、そこまで全部うそをつくられてしまうと詐欺の話になってくると思います。そうすると、実際に支払った金額の4分の1は自己負担という形でインセンティブが働くというところで、これもほかのルール一般と同じことになってしまうかもしれませんけれども、そのような運用の中でまず考えているところでございます。

それから、告訴は県の判断でございます。一方で、県庁がなぜこの告訴を取り下げたかというのは、県庁とも話をしましたが、この会社は破産したわけではなくて事業は引き続き継続しておられるということでございます。告訴で刑事の対象になっておりますと、金融機関との関係でいろんな資金調達などに影響が出てくるという判断もあったようでございます。そういう意味では、事業の継続、この会社の地域に与える影響、恐らくそういったことを考えて県庁としては結局、告訴を取り下げたというようなことだと聞いております。県庁としては、そういったことに加えて、この会社は補助金の全額返還を県庁に対して約束しておきまして、そこは松村先生おっしゃったように、払えばいいという話になってしまっただけですが、そういうことと恐らく地域経済とかあわせ考えた上での御判断だったということでございます。

○野口参事官 済みません。質疑、議論の終了時間が近づいておりますので、お手元のコメントシートへの記入をお願いいたします。

では、太田先生、お願いします。

○太田先生 不正と不正会計を専門としておりまして、この手のものと、例えば防衛装備品の過大請求事案などであれば、契約があって当然ペナルティーをとっているわけです。ペナルティーを増額する。これは純粹に理論的に言いますと、ペナルティーを上げれば不正をする確率は下がっていく。あと、不正を発見する確率を上げるためには、いろん

な手続とかマニュアルをやって現場でチェックするコストがかかる。

不正をチェックするように一生懸命監査等の検査をすると、真面目な人にも負担がかかります。科研費などの不正事案が出ると我々の事務作業が膨大になるということと同じで、不届きな者が一部いることによって善良な人に迷惑がかかる。その構造を考えると、一番いいのは、検査を全くやらないと見つからなくなってしまうので、検査はほどほどにしておいてペナルティーを上げる。これは全額返還でオーケーとなると、悪意を持った人は全部マックスまで不正をするという均衡になるはずなのです。だから、これは絶対に、いただいたお金の倍返し、3倍返しというふうにしておかないとまずいと思います。国との関係でこういう補助金でできるかどうかわかりませんが、契約にしておけばできるわけです。その辺は工夫していただいて、不正に取得した金額の3倍返しぐらいの感じにしておけばそれほどモニタリングコストをかけなくてもいいのではないかと思います。いかがですか。それは技術的に可能ですか。

○経済産業省担当者 一般ルールに基づいて、加算金や延滞金はこの会社にも課した上でお金を返してもらい、それはやっています。

○太田先生 加算金はどれぐらいですか。

○経済産業省担当者 補助金適正化法に基づく標準的なものなので、年率10%、そんな3倍とか4倍とかの世界ではもちろんありません。これも繰り返しになりますけれども、補助金適正化法のルールがあって、一般ルール以上にこれをなぜというところを私ども執行官庁からすると地元の人に説明しなければいけない。しかも、これは被災者向けであるということを考えたときに、そこの一般ルールとの整合性をうまく説明できるかどうかというのがそれを導入するときの最大の課題なのだと思います。

○太田先生 契約にするわけにはいかないわけですね。おおむね補助金適正化法の枠内でやるしかない。

○経済産業省担当者 防衛調達のような、入札に何年入らないようにするとかという、しかも相手が大会社だったりするのと違うのかもしれない。

○太田先生 とすると、やはりこれは刑事のほうで厳密に徹底追及していくというのがもう一つの抑止になる。補助金適正化法の枠内でやるとするとそちらを徹底してやるということが一つ。

あと、やはりペナルティーを上げられなければ、モニタリングのコストをかけていくしかないので、善良な方々にも御負担いただく格好になるという余りよろしくない方向に行くのだと思います。法律上しようがないということであれば、ある程度コストをかけてでも不正を摘発していくということは大事であろうかと思えます。

○経済産業省担当者 そこもまさに御指摘のとおり、最終的には県庁の御判断なので、本件はそうですけれども、余り言っていないかどうかわかりませんが、BとCはまだ告訴継続中のごさいますて、これからどうなるかわかりません。司法に属することなので、私どもなかなか申し上げにくいところではありますけれども、そういう意味では、不正なものが

出てきたときにしっかりそこを処分するというのはまずは考えなければいけないと思います。

モニタリングのほうは、先ほど申し上げましたように、お金を出して復旧復興するということもありますけれども、当然、地域の経済、地域の産業復興、ある意味、産業政策の一環でやっているものでございます。まさに事業者がしっかり伸びていただくということが大事な政策目的なので、そこは私どもの本業でもございますので、しっかりやっていきたいと思っております。

○太田先生 これは実名公表して社会的な制裁というのは相当に受けているのですか。

○経済産業省担当者 3件とも不正ですので、新聞にも出ております。

○太田先生 そうですか。ありがとうございます。

○野口参事官 永久先生、お願いします。

○永久先生 ビジネスとして自律的に継続できないものは、ある意味、退出していくべきことなのだろうとは思いつつ、今、例えば地方創生でコンシェルジュとか、さまざまな地域で発見と言ったらいいのでしょうか、さまざまな地域再生というか、創生の応援というか、そうしたものをされていますけれども、これはそれとはセットになっているのでしょうか。別枠だと思えますけれども、そうしたことはやっているわけですね。

○経済産業省担当者 別事業でございます。地方創生もそうですが、私ども、そもそも中小企業庁としても、いろんなそういう専門家派遣みたいなものを含めてやっておりますし、福島県などは支援機関同士のネットワークのかなりすぐれたものがあって、金融機関から商工会議所から税理士とか、中小企業に身近な方々が、自分で処理できない、対応できない案件はみんなで持ち寄って、アサインし直して誰がどうするとかいうことをやっておりますので、当然こういった事業も対象にはなりません。我々としては、退出を阻害するとか、そういうことではもちろんないわけですが、ビジネスとしてどうするかということについては、我々の本業というか、その政策としてちゃんと考えていきたいと思っております。

○永久先生 今、なかなか評価しづらい状況ではあるのだろうと思うのですが、どれだけのものが継続性を維持しているのかということに関してはいかがでしょうか。

○経済産業省担当者 廃業を把握するのはなかなか難しいところが現実にございまして、中小企業庁全体でも帝国データバンクのデータベースぐらいしかないので、今回の被災グループ事業者の中で私どもが把握している数は、全国平均から比べても同じか、ちょっと下ぐらいで、倒産件数は被災3県で18件ぐらいということでございます。売り上げが震災前の水準まで回復した事業者が、これはアンケート調査ではありますけれども、半分弱、44%ぐらいはいらっしやることになっています。

それから、ごらんいただいたように、まだまだ事業を再開できないという人がいっぱいいらっしやって、むしろこちらは結構大変かもしれないですね。この辺はしっかりフォローしていかなければいけないと思っております。

ただ、全国的に見ても景気はよくなっている状況にはございます。よくなっているというか、一時よりはずっといいわけですから、この地域においても人手不足の話はどこでもやはり深刻に出ております。そういう意味では、一步ずつ、少しずつではあるかもしれませんが、復興に向けてマクロで見れば出てきているのかなと、そういう印象は持っています。

○野口参事官 どうぞ、太田先生。

○太田先生 財務諸表と不正の話ばかりで恐縮なのですが、やはり中小だけでなく個人事業主もいらっしゃって、皆さん青色申告ではないとしても、少なくとも税務上、納税のために書類や、事業所得の計算はされているはずで、それがどれぐらい正確かということは別においていまして、税務署に出している書類があるならそれを出してくださいという形では原理的に全部集められると思います。

もう一つ、不正のほうとしても、設備投資をしたとって実は買ってなくて架空の支払をしたというのは、その後、継続的に財務諸表を見れば、固定資産が載ってきちっと減価償却されているかどうかというようなレベルで確認もできるだろうと思います。そちらのほうを操作するというのは、税務署のチェックもありますので、心理的ハードルが一段上がるはずで、整合性をとれるだろうと思います。

もっと数字のレベルで決算書がとれれば、いわゆる異常値を探すための、不正発見のためのソフトウェアというのは近年かなり発達していますので、余り人件費とか労力をかけることなく、極端な値とか、これはおかしいというものだけはじいて、そこだけ集中的に検査するというのも可能なだろうと思うのです。

まず、データがなくて物が入ったかどうか目で確認するというレベルではなくて、数字を出してもらって、そこでもう少しコストをかけないで何とか不正を摘発していく、あるいは事業全体の採算性を見て政策評価にもつなげていくというのが基本なのだろうと思います。

○経済産業省担当者 確かに税務統計というのはかなりいろんな情報も入っていますし、中小企業の実態は一番そこに数字が出ています。ただ、中小企業庁全体でもそうなのですが、なかなか税務情報というのは難しいのです。要するに、個人情報保護との関係があって、税務統計というのは加工して出ますね。1年おくれぐらいで出るのですけれども、生データにアクセスするのは、我々はほとんどできない。

○太田先生 その点は、税務当局からデータをいただくというのは絶対無理だと思いますので、この補助金を受ける条件として、決算書を今後10年出してくださいとか、15年出してくださいという形で、補助金を受ける方からもらう。既に出してしまった人からさかのぼって出していただくのはなかなか難しいと思うのですけれども、今後、これを申請するときには15年間財務諸表を出すのが条件とって集めるということです。もちろん税務署からはまず無理だと思います。

○経済産業省担当者 基本的に、税務署に出しているコピーを善意で出してくれる人、協

力してくれる人はいいのですけれども、強制することは難しいかもしれないですね。

○太田先生 でも、出さないとはいえいいわけですね。その書類がなければ申請書類が整っていないですとせば済むことです。

○経済産業省担当者 それは事実上、強制的に出せということになるわけですね。予算の執行の条件としてそれを付すということは、ほかの事業でもやっているのは余り聞いたことがないですね。

○太田先生 でも、これは税金をお渡しする。個人資産の形成に関してほかの人たちが震災復興増税で負担している部分ですね。32兆円というと相当な額です。1億人でいうと1人32万円、4人家族だと100万を超える金額を各家庭から集めて、それを入れている予算の一部をここに数百億円充当している。その公的な色彩を持ったお金を入れるときに、いや、それはプライバシーだから決算書は出せませんというのであれば、常識的に、御遠慮くださいということになるのではないのでしょうか。

○経済産業省担当者 特にそれが税務情報ですので。

○太田先生 税務情報と一緒になくても決算書を出してくださいということでもいいと思うのです。税務と違っていいかどうかというのは税務署が考えることであって、財務情報を出してくださいということでもいいと思います。

○経済産業省担当者 税務署に出しているものでないかどうかは別として、決算書みたいなものを出してくださいというのはあると思います。ただ、つくっていない人がいるかどうかという最初の問題に戻りまして、出せる人、協力してもらえる人、それは地域で大きな会社だとかで。

○太田先生 個人事業主でも税務署向けにはつくっているわけですから、つくれないわけではなくて、それを変えて出すかどうかというのはまた微妙な問題を含みますけれども、書類はあるはずですね。

○経済産業省担当者 もちろん、それはそういうことだと思います。震災復興のこの事業に対して、ほかにも資産形成する予算事業はいっぱいあると思うのですけれども、それに限らず、これに出す、これにはそういう条件をつけるということがどうか。ほかの事業も税金で成り立っていることは変わりがないので、その財源がどうかは別として、いきなり全部にやることについて私どもが世の中との関係できちんと説明できるかということ、この瞬間はちょっと自信がないです。

○太田先生 ほかの制度との整合性は当然考えていくべきですけれども、それは言いようによって、ほかの制度が全体に緩いのであって、個人的な資産形成、これは固定資産の設備投資の4分の3を見る、半分以上なわけですね。できるだけ役に立つ、公的な色彩を持ったビジネスをやっていたきたいということですが、それがその後、本当に採算がとれているかどうかは書類でもチェックしないわけですね。事前の計画の話聞いて、そこで税金を投入する。

逆に納税者の側とすると、そこまで曖昧に使うのだったら、我々の税金を減らしてほし

いという話になるはずなのです。きちっと効率的に使われると信じて納税しているのに、出すほうは、ざるとは申しませんが、必ずしもチェックをしていない形で出していて、取られるほうは厳しく取られるというのは納税者としてはなかなか納得いかないのではないかと思います。

○経済産業省担当者 わかります。私も納税者としてそう思います。繰り返しますが、いわゆる補助金適正化法の一般的ルールというのがまず国にはあって、恐らく事業者負担といろいろ行政負担を勘案してできたルールなのだと思うのですが、それに基づいて一般的に行われているものが全体として変わるのであれば、資産形成を伴うものについて一般的に変わるのであれば、当然、我々だけ特別視されることはないと思います。ただ、これだけ特別にということについて、なぜほかの事業と違うのかということだと思います。

○太田先生 その場合は、変えないという方向に強力に、要するに、制度全体を厳しくするのは難しいからということになるのですが、実際、不正が出ているわけなので、採算性もチェックしないとイケない。別にこの事業に限らず、中小企業庁で出されている補助金を全部厳しくしてももちろんいいと思います。それは政策的判断なのですが、この事業に限らずなのでしょけれども、現状はとても納税者の納得が得られるほどのチェックになっていないとは言えるのだらうと思います。ここは特に金額が大きく、かつ割合も高いということで注目を集めるということなのではないでしょうか。設備投資の4分の3ですね。

○経済産業省担当者 率の多寡と額の多寡というのはあるのかもしれませんが、これは制度論でございますので、条件を変えるということになりますと、やはり他制度との整合性というものはある。中小企業の話がありましたけれども、中小企業に限らず、大企業向け補助金の研究開発補助金とかいっぱいありますので、農業もありますし、恐らく国全体の話で考えていただかないと、私どもだけでこれをやるというのは正直言って難しいところがあると思います。

○野口参事官 現在、コメントの集計作業をしております。引き続き御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。樫谷先生、お願いします。

○樫谷先生 不用額がたくさん出ているということで、出ているからといって無理やり執行するのはおかしい話なので、それは避けていただきたいというのはまずあるわけです。これは適正に執行している、ちゃんと適正に審査されているということについて、各県あるいは地元の地方自治体が審査をしているのですか。

○経済産業省担当者 この事業は県の事業です。国は県の事業に対する補助をしている形になりますので、一義的な執行主体は県になります。

○樫谷先生 適切かどうかの審査、出すことについての審査は県がしているのですか。県は、採算性があるかないかみたいな審査をどの程度しているのですか。それは国と相談してやっているのですか。それとも県が独自にやっていると考えていいのですか。

○経済産業省担当者 基本的に県がそういった審査を行います。県でございますので、当然、県の産業振興センターみたいなものがありますから、そういったところも含めて、グ

ループの認定がいきなり来るわけではなくて、ほとんどのケースが、我々の予算を積むときも、基本的には県の事業者が事前に把握しています。グループの申請の相談に来て何回もやりとりをした上で、最後、申請するケースが多いので、そのプロセスの中で実際にはお話をしている形になります。県のほうで審査をしまして、地方経済産業局、ここでいうと東北経済産業局というのがありまして、東北経済産業局のほうで、県がやってきてこれだけ補助金が要するというのを一応審査することになってはいますが、実際の事業性の審査などは県が行うことになっています。

○樫谷先生 何を言いたいかというと、たくさん案件ですので、県がそんなに能力があるとは思えないので、あるところもあるかもわかりませんが、審査をよくやっているのが、例えば日本政策金融公庫、そういうところが、金融機関がやっていますね。ああいうところの協力をかりているものなのですか。

○経済産業省担当者 例えば審査委員会などに、岩手県などは商工会議所、商工会連合会と中央会と信用保証協会、診断協会、そういった方々がメンバーになっておられますので、金融の目というのも入ってやっているとごさいます。

○樫谷先生 ノウハウを持ったところが参加して合理的に決定している。

○経済産業省担当者 さようでございます。

○野口参事官 今、コメント集計中ですので、太田先生、お願いします。

○太田先生 公務員の制度上難しいのかもしれませんが、普通考えると、採算性がとれる事業にきちっと補助金を出すということの精度を上げる場合には、ある種、成果主義的などいいますか、失敗した融資をした場合には人事上バツがつく、あるいはボーナスが下がる、何らかのそういうペナルティーがあることで審査の精度を上げていこうという仕組みをつくるわけですが、少しでも精度を上げていくように、制度上そういうものを考えるのは難しいですか。

○経済産業省担当者 私の給料がどうなるか、ただ、こういう場合はいいかどうか別として、我々公務員の人事評価をどのように行うのかというのは、少なくとも10数年前から大きな課題になってはまして、業績目標と能力評価というものを2つ入れるようになって、うちの役所は割と早かったですが、15年ぐらい前からやっております。

その中の一つに、こういう審査が適正に行われたか、あるいは不正案件があったりするときの担当課長だったりすると、さっき防衛省の話がありましたけれども、それでボーナスの査定がマイナスになるとか、それはあります。ただ、おっしゃるように、何件、何%の人がどれぐらいいるのでボーナスが出たとかいうのは、事業をやるのは時間がかかって、我々は1年単位でやりますので、今の成果が昔の人の努力だったりすることも当然あるので、なかなか難しいところがあるかもしれないです。

○太田先生 とすると、内製化しないで、業務委託で外に出して、融資の能力と採算性を見る能力はまた少し別でしょうけれども、ある種、エクイティ投資をするところのノウハウのある会社もあるでしょうから、複数社でそういうところに審査をしてもらって、実績

の悪いところはだんだんお断りしていくという感じで精度を上げていくということで、県のほうで内製的に判断するというのはインセンティブ構造上難しいのではないかと思います。

○経済産業省担当者 おっしゃるとおりで、要するに、これが非常に競争的な補助金であれば、ものづくり補助金などはそうかもしれませんけれども、実際、ある研究開発補助金などはそういう形なのだと思います。NEDOがやっている補助金事業などは、先生方、参加されている方もいらっしゃるかもしれませんが、かなり突っ込んだオフense、ディフェンスをやっています。これはどっちかというところ復旧復興ということで、採択率も非常に高い。補助金の性格上そういうタイプの補助金でございます。もともと見ていますし、かえって重荷になって潰れたり、事業者の負担になって、身の丈以上のもの、それはお互い困るのでやりませんけれども、補助金の性格が復旧復興を目的とした補助金でございますので、そこまで厳密に採算性を見るべきものかどうかというのはちょっと。

○太田先生 ただ、そこはレベルの問題で、物すごく悪くはないだろうということの確認をすれば済むと思います。

○経済産業省担当者 おっしゃるとおりです。

○野口参事官 それでは、松本副大臣、お願いいたします。

○松本副大臣 2点、質問をさせていただきたいと思っています。

津波の被害を受けた地域の復旧復興、被災された地域の復旧復興ということで大変御苦労があると承知しておりますし、大変重要な事業でもあると思っております。その中で、この事業の成果目標として「県から交付決定を受けた事業者のうち、売り上げ、経常利益または雇用数が震災前の水準まで回復した事業者の割合が80%になることを目指す」とされているわけでありまして、それに基づいて実績が書かれているわけでありまして、27年度から28年度にかけて実績が下がっているのをどのように分析していらっしゃるのか、教えていただきたいということが一点です。

あと、実際の交付実績を見てみますと、宮城、福島、岩手で大分ばらつきがあるというか、宮城県が約70億、福島県が57億ちょっと、岩手県が17億ということでありまして、この3県のばらつき、不用額とかいろんな話がある中で、これがなぜ出ているのかということをお教えいただければと思います。

○経済産業省担当者 1つ目が、44.8が44.2ということでございます。これはアンケート結果でございます。28年にかけての中で確かに減っておりますけれども、全体としての売り上げが落ちている事業者がいらっしゃるということなのだと思います。厳密な数字を持っておりませんので、勉強して、また必要があれば御提出申し上げたいと思います。

もう一つ、県の中でのばらつきですけれども、これはまさに復旧復興の進捗度合いとの兼ね合いが結構大きいと思っております。やはりどうしても津波で大きく被災した地域でかさ上げなどが進まない地域だと執行がなかなか進まないというところもありますし、比較的内陸などで早く済んだところもあると思っております。

○野口参事官 それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 5名の有識者の評価結果でございますが、事業内容の一部改善とされた方が3名、事業全体の抜本的改善とされた方が2名、その他、廃止、現状どおりはゼロでございました。

主なコメントといたしましては「不正が蔓延していないか、疑念が残る」「マニュアルに従って管理を徹底するとともに、露見した不正については厳罰をもって対応すべき」「不正を有効に活用する観点から、継続的なフォローアップを行うこと」「補助した事業の採算性をモニタリングするため、財務諸表の収集は不可欠、政策評価の基礎にもなる」「不正対策としては、ペナルティーをできる限りふやし、モニタリングコストをかけていくほかない」「不用額が多いので、予算額は減額してもよい」「事業の継続性を高めるための財務状況のチェック及びビジネス上のアドバイスを行う仕組みを強化すべき」「不正事案を抑制するため、不正行為に対してしっかりとペナルティーを課すべき」「事業規模、予算額は再精査すべき」「共同事業を前提としながら、個社に補助金を出すという仕組みは、共同事業がどこまで重要なのか不明確。看板としてのみ使われているように見える」「不正事案の対策は非効率な上、不十分。全額返済でそれ以上の責任を負わないとの先例ができたとすれば、さらなる対応が必要」「事業規模の適切な管理は簡単ではないが、いずれにせよ、事業者に、現状のマーケットの状況、将来のマーケットの進捗状況に関しての事業者の参加の意思決定に資する情報を適時的確に提供することで、事業者が事業参画のタイミングや規模等が決定しやすくなるようにしてもらいたい」というものがありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としては、事業内容の一部改善とし、取りまとめコメントとしては次の4点としたいと思います。

1点目、不正は制度に対する侵害であり、しっかりとペナルティーを課すなど厳正に対処すべき。

2点目、本制度による支援が有効に活用されているか確認する観点から、財務諸表の収集等を通じて事業者に対して継続的なフォローアップを行うこと。

3点目、不用額が多いので、予算額について縮減に向けて精査すべき。

4点目、事業者に対して現状や将来にわたるマーケットの状況等の情報を提供することにより、事業の規模や期間について決定しやすくするようにすべき。

以上が案でございますが、先生方、御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿部先生 では、以上をもちまして検討結果といたしたいと思います。ありがとうございました。

○野口参事官 結論を取りまとめいただき、ありがとうございました。

続きまして、次の事業「除去土壌等の適正管理・搬出等の実施」の議論に移らせていただきます。説明者の入れかえに少しお時間をいただきますので、4時から再開とさせていただきます。

たきます。

(経済産業省関係者退室)

(休憩)

(環境省関係者入室)

○野口参事官 それでは、皆さんおそろいですので、「除去土壌等の適正管理・搬出等の実施」の議論に入らせていただきます。

それでは、事業所管部局であります環境省から事業概要の説明をお願いいたします。

○環境省担当者 環境省でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

今回、除染の事業を取り上げていただきました。選定理由としまして、28年度で面的除染が終了しましたけれども、1者応札の傾向になっているという御指摘をいただいております。これまでの取り組みを評価しながら、事後の事業につなげていくということで取り上げていただきました。事業の概要と1者応札の要因等について、これから資料で御説明をさせていただきます。

「国直轄除染の現状について」という資料でございます。手違いで何カ所か印刷がうまく出ていないところがございます。おわびを申し上げます。適宜補いながらお話をさせていただきます。

3ページ、原発事故による汚染の状況ということでございます。そもそも除染とはということでございますけれども、「人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために、生活空間における放射性物質の除去等を行うことをいう」ということでございます。

原発周辺の避難指示区域の概念図がございますけれども、そこがございます11の市町村におきまして直轄の除染が行われておりまして、それ以外の地域においては基本的に市町村が主体となって除染が行われてきているということでございます。

次のページを見ていただきますと、除染工程の一連の流れでございます。地元に着しながら、信頼を得ながら除染の工事を進めていくということで、かなり多重的なプロセスを踏んで事業を進めているという説明でございます。

仮置き場の確保から始まりまして、各土地ごとに敷地等への立ち入りの了解をいただくこと、それから、事前の放射線モニタリング等ということでございますけれども、モニタリングを行いまして、除染方法を決定する。その後、個々の土地について除染の同意をいただく。さらに除染作業の後、事後モニタリングを行いまして、土地の所有者に対して結果の報告をして、継続モニタリングを行いつつ、終了するというところでございます。住民説明会、現場での立ち会い説明・調整、同意取得ということで、所有者の方の同意を得ながら丁寧に仕事を進めていくということがこの事業の一番のポイントでございますので、あえて説明をさせていただきます。

5 ページは、直轄除染の進捗状況地図でございます。冒頭ございましたように、11の市町村における除染でございますけれども、ことしの3月までに帰還困難区域を除いて面的除染が完了しております。それと相前後しまして、避難指示についても上記の市町村で解除されているという状況を示しております。

6 ページは、国直轄除染の完了報告ということで、11の市町村において、宅地、農地、森林、道路、それぞれこの表にございますような件数、面積について除染を行ってきました。これが全体の事業の量ということでございます。

7 ページが除染の効果ということでございます。このグラフは、除染を行う前と除染の後、さらにその直後、半年から1年たった時点の事後モニタリングの結果を出しております。全体の傾向としまして、除染の直後には線量が50%低減、事後モニタリング時には65%低減ということになっておりまして、地目によって多少差はございますけれども、復興に資する重要なステップとしての役割を果たしてきたと評価しております。

8 ページに、仮置き場の絵がでございます。面的除染の完了ということで、土壌の除去行為自体がこれまでにおおむね終わっております。ただ、今後は仮置き場を解消して、福島県内のものとこれを中間貯蔵施設に運搬するというのが事業の主眼になってまいります。直轄除染で270カ所、数量でいいますと750万袋ですが、今後これだけのものを安全に運搬する。それとあわせて仮置き場をもとの状態に戻して所有者にお返りする。さらに、それまでの間、仮置き場を安全に管理する。こういったところが今年度以降の直轄事業の主な事業対象になってまいります。

9 ページから、きょうの主たる議題でございます1者応札の話がございまして、競争方式や競争者数についてということでございます。除染工事の発注の仕方でございますけれども、基本的には、価格と技術等のそのほかの要素を総合的に評価して事業落札者を決定する総合評価落札方式を採用しております。これまでの契約状況にございますように、総合評価の競争を52件の事業について行っておりまして、そのうち、1者応札が41件ありました。これが8割程度ということで、かなりの割合を占めるという御指摘かと思っております。

下にございますのは点数の出し方ということで、標準点に技術点等を加算し、それを入札金額で割って点数を出していく、こういった方式を示しております。

10 ページでございますけれども、ここもタイトルが抜けており、失礼しました。

○野口参事官 申しわけございません。質疑の時間を確保する必要がありますので、説明は簡潔にお願いいたします。

○環境省担当者 わかりました。1者応札が生じていると考えられる理由でございますけれども、除染工事の特殊性が一番の理由だと考えております。数千人単位の作業員と宿舎、交通手段の確保が必要ということで、これを行い得る者が限られている。さらに、高線量下で長時間の作業を行い、手作業で、労務管理に多数の監督員の確保が必要ということがございまして、大手のゼネコンがさらにJVを組んでようやく応札、落札できるような大規

模な人海戦術の事業であり、しかも線量の高い場所であるというところが1者応札の一番の理由ではないかと思っています。

さらにということで、先ほどありましたように、地元との信頼関係をつなぎながら事業を行っていくことが非常に大事ですので、一旦、地元でネットワークを構築したところ、あるいは宿舎などを確保したところが次からの応札で比較的有利になるという状況もあるのではないかと要因分析をしております。

11ページは、これまでの1者応札を回避して競争性を向上するための取り組みの例でございます。3点やってきたことがございます。

1点目は、JVの構成員数を緩和するということで、構成員数を3者から5者に緩和を平成25年3月に行っております。

2点目は、電子入札を導入することによって応札者の負担の軽減を行い、入りやすくしています。

3点目は、資格の要件緩和ということで、放射線管理責任者の選任について他の工事との兼任を可能にすること等の緩和を28年6月にやっております。

こうした取り組みに加えて、今後はということでございますけれども、フォローアップ除染や仮置き場の管理が主になるということで、発注規模の見直しを検討して、より競争性を上げる対応をしていきたいと考えております。

後は、個別の契約状況でございますが、事前の勉強会で宿題をいただいております、その内容でございます。先ほど1者応札が41工事あると御説明しましたけれども、それぞれの入札執行回数を示してという話でございます、内訳を申し上げます。

1回で応札されたものが30件、2回以上のものが11件ございました。また、入札不調となり、再度、公告・入札を行ったものが1件あったということございまして、相応に複数回の入札執行が行われているということかと思っております。

説明は以上でございます。

○野口参事官 お手元の論点シートに記載されておりますように、論点は「一者応札の傾向になっている要因は何か」「今後の仮置き場の維持管理、原状回復等事業について、如何に効率的・効果的に事業を進めていくか」です。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けて御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。樫谷先生、お願いいたします。

○樫谷先生 今の御説明は環境省ですか、国の直轄事業なのですかけれども、地方公共団体が担当しているところもあるという中で、最近、新聞記事で、事実の確認はしておりますが、記事のお話なのですかけれども、不正請求があったというのを聞いております。

国の方法と地方公共団体がやっている方法が違って、地方公共団体のほうは実費請求なので、そういう不正、水増し請求の余地が出たみたいな記事がありました。そこはなぜ違うのか、なぜといっても、国のほうがこうしろと言う権限はないのかもわかりませんが、やり方が違うというのはなぜなのでしょう。どちらが適正なのか。

○環境省担当者 産経新聞に出た件でございますね。6日に産経新聞で、安藤ハザマが宿泊費を水増し請求しているのではないかという、市町村除染の例でございますけれども、記事が出ております。記事が出たところで、我々も事実関係を十分把握できていないのですけれども、事実とすれば、事業の信頼性を揺るがす重大な事案だと考えておまして、まず調査をして厳正に対処していきたいと考えております。

そこで出た話に、宿泊費というのは震災の特例で事後精算を認められているという話がありまして、これは除染に限らず震災関連の公共工事全体、人の確保のためということでございますが、特例を認めているところでございます。その制度を悪用して、宿泊費が実際よりも多くかかったような請求をしたというのが報道の内容でございます。

そうした精算の仕組みが国と地方公共団体でどう違うか、厳密に比較できているわけではないのですけれども、震災の特例として全体の事業に適用される話ですので、どちらの事業についてもそういう事後の実費精算はこれまで認めてきたというのが実情でございます。

○環境省担当者 若干補足しますと、環境省のほうでも宿泊費の実費精算を行っております、いわき市と同じやり方しております。

一方で、報道にありました田村市の案件でございますけれども、田村市は、幾つかの事業者からヒアリングをして宿泊料の幅を聴取しまして、その中で3,500円という額を平均で出しまして、これで定額でお支払いしているという報告をもらっております。

○樫谷先生 ということは、直轄事業でも出てくる余地はないわけではないということですか。チェック体制が、国の直轄事業と市町村、ある程度規模が小さいので、数という意味での能力の問題がありますね。欠けているためにそういうことになったのか、その辺はどのように考えればよろしいのでしょうか。

○環境省担当者 事案の詳細はまだわからないというのが正直なところなのですが、調査チームをつくってこれから至急調べるということで着手したところなのですが、請求書を不正につくって正規のものであるかのように装って出してきた場合、外形的に見てその請求書が事実と違うものであることを見抜くのは、国であっても地方公共団体であっても非常に難しいと思っています。それを意図を持って悪質にやるということですと、正直なかなか対応しづらい部分もありますので、やはりJVなり請け負った側のガバナンスをきちんとやっていただくということが第一でございます。そういう指導などをこれまでもたびたびやってきてはいますが、まず、内部のチェック体制なりコンプライアンスの体制をきちっとやっていただくところを徹底していくことが第一の対応になってくるかと思っています。

○樫谷先生 今のお話を聞くと、これは今回の事業だけではなくて、国であらゆる事業をやりますから、チェックが困難と言われると、困難なのかもわかりませんが、それでいいのかという感じがします。今回の件だけではなくて一般的にも心配してしまいます。確かに困難と言えば困難なのですが、税金を使っているものなので、これは税金ではな

いのですか。東京電力が最終的に支払うので税金ではないのですか。

○環境省担当者 国の予算を使って、一旦、事業を行って、後から求償するというので、税金の支出が一旦行われているということは間違いございません。

○樫谷先生 そういうことなので、つまり、競争入札でやるということも大事ですけども、入札した後、適切に行われているかどうかの管理の話、この2つが両方行われていないとやはり的確ではないということになります。1者入札については事情がいろいろ書いてあるのですが、やむを得ない事情があったとしても、その後、コストが合理的であったのかどうなのか、不正がなかったのかどうかというチェックが難しいと言われてしまうとどう考えたらいいのかわからないのですが。

○環境省担当者 今回のお話について言いますと、その地域の宿泊費の相場、あるいは他事業の例ですとか、比べるべきデータは当然あると思っておりますので、関係者がそういった情報を共有しながらチェックできるような仕組みや考え方をこれからきちっと詰めて対応していかないといけないと思っております。

○野口参事官 太田先生、よろしく申し上げます。

○太田先生 今、御指摘の記事をざっと見たのですけれども、旅館を買い取ったと記事には出ています。買い取った会社かどうかわかりませんが、領収書をチェックする段階でその領収書の発行元が元請の子会社かどうかというのはチェックできるのではないですか。それも困難ですか。

○環境省担当者 私のほうから説明させていただきます。領収書を実際に確認しておりますので、領収書の発行元はわかります。

環境省のほうでどのような確認を行っているか申し上げますと、出てきた価格が周辺の宿舍と比べて高くないか、実際に出てきた宿舍が、例えばウェブ等を確認して問題ないのか、そういった確認をして、領収書等の出てきた実績の値の確認をしているという状況でございます。

○太田先生 そこまで相場がわかっているのであれば概算で払う、実費精算にしないというのも一案かと思えます。

○環境省担当者 そうした課題があることは承知しております。震災の特例があらゆる公共工事について認められたというのは、結局、たくさんの人を集めるのに際して、どの程度の交通費、宿泊費がかかるかというところをあらかじめ人を確保してから入札することが現に困難だったというところで、工事が着実に執行できるようにそういう特例が設けられた、一般論としてはそういうことだったと思います。今後、どの程度それを適用していくかというのはよく検討していく必要があると思っております。

○太田先生 契約上は、ある種の過払い請求であれば、何らかの違約金等を取れるようになっているのですか。

○環境省担当者 明らかに過大請求ということがわかれば、そのお金を返還させるというのは当然、会計上の措置として必要になってくると思っております。

○太田先生 過大請求分だけではなくて、いわゆる倍返し、3倍返しになるのかということを知っています。

○環境省担当者 いわき市、田村市の案件につきましては、既に契約自体が閉じておりまして、できるのが、過払いした分の取り戻しとその分の利子相当分です。こちらのほうは取り戻すことができます。ペナルティーとしまして、指名停止処分、そういったこともできます。

それから、建設業法に抵触する事象が確認されれば、安藤ハザマという会社でございませぬけれども、ここの行政庁であります国土交通大臣が一番重い措置で営業停止処分などをする場合もございませぬ。そこまでの不正があるかどうかはまだわからないところでございませぬ。

○太田先生 見つかったとしてもその額を返す、それプラスちょっとということであると、指名停止等々の行政処分がどれぐらい重いか、出る確率がどれぐらいかということにもよりませぬけれども、やはりペナルティーとしては不正抑止に対して十分ではないと理解します。

事業が単年度で2,000億円というような規模です。としたり、相当な人員をかけて不正がないかどうか証票チェック等をする必要があると思ひますけれども、それは現在どういう体制で、例えば民間の監査法人等に大分お願いしているのかどうか、それに対する予算措置はどうなっているのかということを知っていますか。

○環境省担当者 現場のチェック体制ですけれども、職員と職員のサポートという形で人を雇ってやっております。特段、監査法人みたいなものは入れておりませぬ。

○太田先生 基本的には専門家ではないということですね。

○環境省担当者 さようです。

○太田先生 何人ぐらいでしょうか。

○環境省担当者 事業規模にもよりませぬけれども、今その業務に当たっているのは5名から10名程度です。

○太田先生 どれぐらいの規模の事業に対してですか。

○環境省担当者 その人数で1年間に閉める工事の営繕費の分を担当して確認するということですので、年によってでこぼこがございませぬ。

○太田先生 5人から10人で2,000億円、3,000億円のオーダーのうちの、全部、領収書ではないでしょうけれども、領収書のある分については全部チェックされる。

○環境省担当者 そうです。

○太田先生 金額と不正が起きる可能性を考えると、もっと増額するなり外部に委託するなり考えられたほうがよくないですか。

○環境省担当者 これまでも、特にことは占める工事の規模が大きいというときには人を若干ふやすような対応はとっております。

○野口参事官 松村先生、お願いします。

○松村先生 まず、一般論として確認したい。そもそも入札が行われるときに、どれだけ

の工数があり、どれだけの単価かということと関係なく、この工事一式幾らという格好で入札し、それで請け負ったら、後で追加的にホテル代が高くなるのが安くなるのが関係なくその額でやる。そういうやり方が基本。

それから、工数は決めているのだけれども、ある種、単価の不確実性が大き過ぎて受けてくれるところがないとかいうときには、その部分は実費でやるという方式もあり得る。

いろんな契約の形態があり得るわけですが、今回の場合の特例というのは、不確実性がすごく大きかったことと緊急だったという両面があって特例になったわけですね。しかし、今後もそうしなければいけないということではないと思います。もしその状況が改善してきたとすれば、単価の部分についてもある意味で織り込んで入札していただきとかいうことも可能だし、工数に関しても、実費ではなくて、実際にかかったものではなくてということもあり得るわけです。

私の理解では、今までのものに比べてこれから出てくるものは、相対的に緊急ではないという言い過ぎなのではすけれども、緊急度は今までのものよりは落ちる、そこまで緊急にしなくてもいいというようなもの。あるいは単価に関しても、旅館の需給の逼迫についても交通機関の問題でも、不確実性が余りにも大き過ぎて受け手が受け切れないという状況は大分改善されてきている。

そうすると、実費精算の精度を上げる、あるいは企業のガバナンスの改善も、もちろん短期には重要かもしれないけれど、そもそも入札の仕方で実費精算の必要性を最小にしてそういう問題が起きないようにすることを考えるほうがはるかに重要。今後いつまでも実費精算が残るのではなく、そういう方向に順次切りかわってくると理解しているのでしょうか。あるいはしばらくの間この状況が続けなければいけないという御認識なのでしょうか。

○環境省担当者 先生のおっしゃるとおりだと思っていて、私のほうから一点申し上げたいのが、最大1日2万人の作業員が投入されていたときと比べますと、今、4,000人弱ぐらいになっていて、大幅に減っています。避難指示も当時は出ておりましたけれども、現在、帰還困難区域を除いては避難指示もほぼ解除されているという状況になっておりますので、宿舎を用いてどうこうとか、そういった作業は相当減ってきていると理解しています。

もう一点、このような進捗を踏まえまして、私どものほうでも今年度から、この4月からですけれども、これまで例えば宿舎をつくったりする費用を営繕費の中で明確に書いて対応していたところですが、避難指示がこれだけ解除されている中で、そこを見ないとか、落として、原則としてそのような対応をさせていただいておりますので、実態を踏まえて、やり方というのも変えていこうと思っております。

○野口参事官 太田先生、お願いします。

○太田先生 事実確認ですが、これは確定価格契約なのですか。あるいはコストオーバーランがあったときに一定程度見るというような契約なのですか。

○環境省担当者 太田先生おっしゃる前者のほうの確定契約でございますが、工事を進める中で除染の対象物がふえたりします。あと、年度またぎしたときに労務費が上がりまして、その分の面倒を見ることもございます。実質、福島で24年当時は1万1,700円ぐらいだったのが、現在は1万8,000円弱ぐらいになっておりまして、年度ごとに非常に急激な上がり方をしております。こういう場合は、受注者と協議しまして、労務費相当分の面倒を見るというやり方をしております。

宿泊費につきましては、あくまでも東北の震災の復興に係る特例措置でございまして、通常の公共工事の例を申し上げますと、直接工事費本体に共通仮設費といまして5.97%を掛けまして、5.97%の内数の中に作業員の宿舎や宿泊費とか入っている、そういったルールになっております。あくまでも震災復興の特例的な措置で実費精算をしているということになります。

○野口参事官 阿部先生、お願いいたします。

○阿部先生 1者入札に関連してなのですけれども、面的除染が完了したことに伴って、今後、規模の縮小、そういう見直しを行うことによって競争性を高めていくということであると思います。そういった取り組みによって1者入札の状況というのは改善されるかどうか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○環境省担当者 先ほど来、御説明しておりますように、今後、仮置き場の管理や原状回復、そういった今までの人海戦術的な除染とは違う次のフェーズということになりまして、比較的小規模な工事を出していくことになると思います。あと、各事業者の経験知とか、スキルも上がってきておりまして、応札できる潜在的な方もふえてきております。したがって、特に事業規模が小さくなるという効果によりまして、1者応札は、より減っていく方向になるのではないかとすることは我々としても期待して、そういう方向にできるだけ持っていきたいと思っております。

○阿部先生 そのように改善されていくことが望ましいと思いますが、一方で、先行した業者が地場で築いたネットワークの効果が非常に大きいとか、やはり後から参入するのは困難であるという状況で1者入札が続くのであれば、違った取り組みも必要になってくると思います。今までの除染作業をずっと続けてきて、そこで皆様が取得された知見であるとか、あるいは今までの工程がどのようなものであるかということ把握されていると思いますので、そういった知見とか経験、あるいは工程管理を通して、一つ一つのコストについて管理を入れていく方向性でも、仮に1者入札が続くとしても改善される余地はあると思うのですけれども、そういった対応について御検討いただきたいと考えております。

○環境省担当者 ありがとうございます。1者入札は、ある意味では信頼関係のある業者が落としやすい、御指摘のとおりでございます。

そうしますと、次なる手だてとしては、やはり予定価格を適正化していくということが必要だと思っております。積算基準をこれまで10回程度見直しをしてきておりますけれども、実態に合わせて業者からの聞き取りもしながら、適正な価格で事業を出していくとい

う努力も続けてきておりまして、これからも適正な価格でまず出して契約するということを徹底していきたいと思っております。

○野口参事官 永久先生、お願いいたします。

○永久先生 やはり1者応札の件なのですけれども、これは構造的に、受注する側よりも発注する側のほうが不利で、発注するほうは、自治体も発注したわけですから、要は、受け手が少ないのに発注する側が多いので、発注する側で競争していたみたいなの、どんどん値段が上がってしまうということが構造的にあるのだらうと思います。

ですから、逆に発注する側の数を減らして、受注する側の数を相対的に大きくするというのをやれば、受注する側の競争が生じることになるのだらうと構造的には思います。これまでの取り組みはまさにそれをやろうということなののだらうと思いますが、今度、規模が小さくなってくるとどうなののだらうか。規模が小さくなって、発注する側が多くなってしまうと、受注する側も、しやすくなったといえ、数がどうなののだらうか。今までジョイントベンチャーでやっていて、一つのグループになってしまうと、また発注する側のほうが競争することになってしまうと、これはまた構造は変わらない。発注する側が何らかのコーディネーションするというか、お互いに競争しないで、受注する側のほうが競争するような環境設定が余計必要になるのではないかと思います。

○環境省担当者 福島県内だけでも市町村除染と国の直轄除染が同時並行的に続いて、それぞれが人海戦術の事業をしたということで、もちろんほかの事業もいろいろとあるということで労務単価が上がる、こういう構造が震災復興の過程であったということは事実だと思っております。

我々も、事情としては、どこの地域の事業を急いでこっちを後に回すという判断は非常にしづらいものであったということで、同時並行で進んだということは、今まで相応の緊急性があったと思っております。これから事業を出すに当たって、どの程度の規模でどういう形を出していくと最適化できるかということは、よく研究しながらやっていきたいと思っております。前後を誰か後に回ってという話はしにくいという事情は変わらないのですけれども、そういう規模感、今、御指摘の意味も含めて、よく研究しながら出していきたいと思っております。

○野口参事官 質疑、議論の終了時間が近づいてまいりましたので、お手元のコメントシートに記入をお願いします。

では、太田先生、お願いします。

○太田先生 ジョイントベンチャーの構成員数を3者から5者に緩和ということなのですけれども、そもそもジョイントベンチャーでなくてもいいのですか。

○環境省担当者 単体事業者でも受注は可能でございます。

○太田先生 そうすると、複数社でグループを組まないと受けられないぐらいロットが大きいですか。

○環境省担当者 今までは一つの工事で5,000人、3,000人、そういった作業員を確保しな

いといけなかったこと、それから、作業員の労務管理をするために、土木施工管理技士、こういった技士が一つの工事で100人とか必要になりまして、そういったことからゼネコン同士で共同企業体を組まないと受注が難しいという背景がございます。

○太田先生 発注する単位が市町村単位で大き過ぎて相手がまとまらないといけないということは、数が減りますので、当然、先方が寡占になれば単価が上がるという構造になっていたのではないのでしょうか。発注する単位を小さくして一つのところに多数が入るようになれば、価格は抑えられたというふうに普通は考えるわけですがけれども、発注の仕方について、これで適正だったのか、あるいはまだ反省すべき点があって、将来に活かしていく知見が得られたのかというあたりはどのようにお考えなのでしょう。

○環境省担当者 基本は、やはり自治体の単位で発注しておりまして、今もということでございます。地域全体の中でどの場所からどういう形で進めるという話は、国直轄とはいえ、市町村と二人三脚でやっておりまして、そういうところで全体の調整をうまく図りながら、適正な手順で事業を進めるというコーディネートの役割をJVにお願いする。事業の質を確保するためには自治体単位の発注が優先されるという判断をしていたということでございます。コストとの関係でどうだという研究が十分でなかったという御指摘は、そういう面はあるかもしれませんが、円滑に事業を行うために必要なロットが最優先だったというのが今までの事情でございます。今後の仮置き場の管理等の事業をどのぐらいのロットでやっていくかというところはまだ検討、研究の余地があると思っております。

○太田先生 金額も大きいのでロットが大きくなったことで、実際に調達価格といたしますか、支払い額がどれぐらいふえたかということの評価はされますか。単年度2,000億円という単位なので、例えば1,000億円値上がりすると、そんなにふえたかわかりませんが、何百億円かふえたとすると、その何百億円も調達価格を上げるのに必要なぐらいコーディネートとか円滑な執行というのは価値があったと評価するかどうかですね。こういう天災は起きないにこしたことはないですが、災害の多い国土ですので、また将来何らかの形で類似の事案が生じたときに、いや、これはこういうふうにすべきだという知見を残すというのがコスト高であったとすれば、将来に向けて建設的にできることだろうと思っておりますので、そういう評価をされる予定はあるのでしょうか。

○環境省担当者 小ロットと大ロットでどのぐらい大ロットのほうにロスがあったかというところは、正直言ってよくわからない部分があると思っております。除染工事の特徴としては大半が人件費でございますので、それだけの分量の作業をするのに必要な作業員の数はどんなロットに分割しても一緒であるということ、それに加えて管理部門がどのぐらいロスになるのか、効率的なのかというのは、両方の効果があると思っております。

先ほども御指摘がありましたように、除染以外のいろんな工事で人の取り合いが起きていて人件費が上がったという構図があるということであれば、我々の工事が大ロットであったか、我々の工事が小ロットであったかということをもってトータルの額がどっちのほうが多い少ないというのは、一概に評価できない部分もあるのではないかと思います。

今のところ、みなしております。

○太田先生 小ロットのほうが高くなるということは恐らくないですね。余り上がらなかったと。ただ、常識的には、100人集めるのと1,000人集めるのとは、100人集めるほうが簡単なので、特に人手不足で人件費が上がっている状況において多人数を集めるのは非常に大変だろう、また、競争相手がなければ比較的高いところで価格がとまるだろうということも想定できるので、1者応札が多いことを考えても、それはやはりかなり高く調達したのではないのでしょうか。

○環境省担当者 小ロットの場合でも、先ほどの話ではないですけれども、避難指示が出されているときは宿泊施設がない、そういったこともありますので、それを考えると小ロットのほうが本当に単価が低いかどうかというところは議論があるとは思っていきまして、それは場合によって違うと思っています。

○太田先生 余り変わらないという議論はわかるのですけれども、小ロットのほうがかえって高かったというのは通常でいうと考えにくいと思います。

まとめたほうがスケールメリットがあって安くなる、それまでは否定できませんが、1者応札で高どまりするのを覆すほどになるというのはちょっと考えにくいと思います。

○環境省担当者 やはりいろんなアドバンテージがあってという話もしましたけれども、いろいろな建設業者が、大規模なところから地元の工務店まで、除染工事でもいろいろ同時多発的にあり、そのほかの復興事業もありということの中で出てきた話でございますので、やはりロットが大きかったか小さかったかで劇的に違ったという要素は余りなかったのではないかと今のところ、振り返っております。

○太田先生 受けられているところは上場企業が多いですか。

○環境省担当者 ゼネコンが大体受けておりますので、そこは大手ゼネコンが多かったりします。

○太田先生 過去の年度と比べて利益率が高くないかどうか、財務諸表を分析されていいますか。それぐらいのことはすぐにデータがとれるといたしますか、公開情報ですので、すぐにとれるのですけれども、今、そんなに高くはなかったというのは恐らく印象論でおっしゃっているだけなのですが、各社とも決算が好況であったというようなことはないのでしょうか。

○環境省担当者 法人企業統計のデータが手元にございます。営業利益率は27年度で全業種の平均よりも建設業のほうが若干低いというデータもございまして、26年以前については全業種の平均に比べて建設業は大きく見劣りするということですずっと推移してきているのがデータとしては出ていると理解しております。

○太田先生 営業利益率は分母が売上高ですので、当然、付加価値率が低ければ利益率は下がります。もう少し元手の資本に対するリターンであるとか、総合的に見て、注文が多かったのが利益がたくさん出るというのはそんなに不思議ではないのですけれども、営利企業ですからもうけることは悪いことではないのですが、それ以上にもうかっていたのか

どうかということも分析されてしかるべきかと思えます。

○環境省担当者 それぞれの受注者がどのぐらい企業としてもうけておられるかというところの個々の分析は余りやっております。その中で、我々の事業でどれだけもうけたかという話もなかなか外に出てきづらい話ではございますが、どういうロットで行うことで事業のクオリティーと価格の適正性の確保の両立が図れるかというのは、よく研究しながら事業を進めたいと思っております。

○太田先生 調達価格についてかなり詳細な分析とレポート、最終報告が出ることを期待いたします。

○野口参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 先ほどの不正の話に戻るのですけれども、直轄事業ではないところでそういうことが起こった。ただし、安藤ハザマ、ジョイントベンチャーなのかもわかりませんが、直轄事業でも同様な会社が、あれだけかもわからないのですが、ここについての何かのチェックをしなければいけないのか。それとも、広げれば切りがないとは思うのですけれども、切りがなくやる必要があるかどうか、私もわかりませんが、ある程度のチェックをする必要はないのか、同様なことが起こっていないかどうかも含めてですが、何かの手当てをする必要はどのなのでしょう。やるというおつもりなのか、それとも適切にやっているというのでやる必要はないのか、どうお考えなのでしょう。

○環境省担当者 一昨日の報道の件は環境省として非常に重大な事案だと受けとめております。当該自治体のみならず、直轄の安藤ハザマJVの事業で、特に旅費の不正請求という部分で同様なことがなかったかというのは、我々の中でも調査を開始したところでございます。これはしっかりチェックして、できるだけ早く答えを出したいと思っております。

○野口参事官 ただいまコメントの集計作業をしておりますので、引き続き御質問等ございましたらお願いいたします。太田先生、お願いします。

○太田先生 どこまで本当か全くわからない風聞といいますか、報道等の印象論ですけれども、除染関係で相当にもうかって、あちこちに繁華街ができていくというような、ある種、除染バブル的な状態になっているというような、信憑性がどれほどかわかりませんが、そういう記事も出ています。多分に非効率な執行があったのではないかと国民が疑いの目を向けているというところまでは恐らく事実であろうかと思えます。

そうではない、これは適正に行われた、あるいは非効率であったけれども、緊急性があったから、被災地のことを考えたらやむを得ない非効率だったのだというふうに、いろんな議論の仕方があろうかと思いますが、その点についてはどうお考えですか。やはり非効率な執行はあったのだけれども、被災地のことを考えると、緊急性があったので、それはやむを得ないコストである、そういうふうにお考えなのでしょう。

○環境省担当者 報道でおととい出たような話があったとすると、そもそもの話が疑われるということになってしまい、これは非常に遺憾に思っておりますし、こういうことがな

いかというのはしっかりチェックしなければいけないと思います。

経理が適正に行われたとして非効率があったかどうかということでございますけれども、どういう形のものが効率かというのはあるのですが、やはり事業の性格上、多数の人を動員して人海戦術で土を除去する、屋根を洗う、下草を刈る、こういったことをやるという事業をすれば、動員した人の数に比例してお金がかかってくることはあったということだと思います。

これを機械化して効率化して、何らかの施工ができなかったかという話は、話としてはあり得ることだと思っておりますけれども、ただ、実際に一番効率的な除染は、人が手間をかけて、ある面積をやることというのが我々が短い間に得た知見でございますので、こういう性格の事業である以上、投入した人の数に比例してコストがかかってしまったのではないかと思っております。そのこと自体は復興に不可欠なプロセスであって、そちらに貢献できた事業という意味では欠かせざるものであったと思っております。

○太田先生 例え、もう一度するとしたら、改善すべき点ということがあれば、それを将来への知見として報告に残しておくことは大事なことだと思います。基本的には、もう一度するとしても全く同じ手順を踏まれる、あるいは細かい点ではいろいろ反省点があるということなのではないでしょうか。もし反省点があるようでしたら、事後的な評価ですので、当然それは非難されるということではなくて将来に向けての知見ということですのでけれども。

○環境省担当者 ありがとうございます。どういう工法をとったら一番線量が下がるかというのは、最初、試行錯誤していた部分があります。土を5cm取るのか、7cm取るのか、10cm取るのか、そうするとどれだけ線量が下がるのか。あるいは洗浄の仕方も、どういう機械を用いたらうまくいくのか。そういうことについていろいろ試行錯誤でやって、例えば最初何cmか取って、その後また土を除去して線量を下げる。ただ、あるところから先は幾ら取っても下がらなくなる。こういうようなことはやはり事業が進んでくるにつれてアセスメントできるようになってきましたので、何度か同じ手間をかけずに、ある程度その地目、地形、線量、そういう状況から適正な工法を効率的に選べるようになってきた、こういう経験知は着実に積んできていると思っております。

○太田先生 エンジニアリング、工学的な視点のお話をいただいたと思うのですが、例えば調達方面あるいは予算執行、あるいは不正の抑制、そういった事務的な部分についての御知見というのはいかがでしょうか。

○環境省担当者 不正案件とかは、よくあったのが、例えば特殊勤務手当が払われていない、そういった事例も途中でございましたので、その後は賃金台帳を確認するとか、そういった工夫をしております。万が一ですけれども、もう一度こういうことをやることになりましたら、初めの段階からそういう手当の確認等は丁寧にやっていくとか、そういった工夫はやっていきたいと思っております。

○太田先生 ありがとうございます。なかなか答えにくい質問で申しわけありません。

○野口参事官 まだコメントの集計作業中でございますので、引き続き御質問等ございま

したらお願いいたします。樫谷先生、お願いします。

○樫谷先生 ほぼ終わったということなのですが、例えば、今の実績、それぞれ場所が違うので、特色があるので、単純な比較はできないと思いますが、それぞれのコスト分析というのでしょうか、あるいは差があれば変動要因、そんなものを分析しておくというのはどうなのでしょう。この方法でやったから逆にこれだけ安くなったとかいうような知見を得るためにも、コスト構造の分析をそれぞれのケースに応じてしておく必要があるのかと思います。優先順位は遅いかもわかりませんが、終わった後の評価という意味で、手法も含めた分析をしておく必要があるのかなと思いました。

○環境省担当者 よく研究したいと思います。少なくともエンジニアリング的な事業の歴史や記録というものをまずきちっとまとめることは必要だと思っております。先例のない除染という事業をいかに立ち上げてここまで進めてきたかということは、振り返ってまとめるものが必要だと思っています。そういうことを中で検討もしております。あわせて、コスト面についてどういう方法が最適であったかという視点もそこに盛り込んで何か研究できないか、検討してみたいと思います。

○野口参事官 ほかに御質問等よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 5名の有識者の評価結果は、事業全体の抜本的改善とされた方が3名で、事業内容の一部改善とされた方が2名でした。

主なコメントといたしましては「1者応札の傾向が継続するのであれば、蓄積された知見を活用して適正な予定価格を設定するなど、コスト削減に向けて尽力すること」「不正が生じた原因を究明し、再発防止に尽力すること」「既に支出が確定したものについては仕方がないが、過去の契約形態が望ましいものであったか、事後評価し、将来に生かす必要あり。特にコスト・シェアリング契約、実費精算をしていたのであれば、原価監査が必要ではなかったか」「発注ロットを小さくして、1者応札を避けるべし」「1者応札の対応は、合理的な対応が考えられているが、これで解消されるとは思われない。不可避的に1者応札が続くのであれば、そのケースでもコストを適切に抑える方策も検討すべき」「不正対策としては、入札時の契約の仕方を改善するのが本筋。今までのやり方を安易に続けるべきではない」「1者応札については、競争による価格の適正性の確保が困難であるので、予定価格の設定の合理性が重要で、作業量や作業単位の検討が必要」「直轄事業以外で不正請求があったことに鑑みて、同様の不正がないかどうか検討が必要」「不正事案に対しては厳格にペナルティーを課すことによって不正抑制を強化すべき」「不正が起きにくい発注の仕方に転換する」「発注する側がコーディネーションすることで発注する側が競争することになるよう、あるいは発注規模を調整することにより、コスト削減を図るべき」というものがありました。

これを踏まえて、評価結果としては、事業全体の抜本的改善とさせていただき、取りま

とめコメントは次の2点としたいと考えております。

1点目、不正事案については、過去の事案について検証を行い、不正が起こった原因を究明し、不正が起きにくい発注方法を抜本的に検討すべき。

2点目、1者応札については、徹底的に発注規模を小さくするなど、競争性を高める取り組みを行うべき。また、その上で、これまで除染事業を実施した経験を踏まえ、工法や工程等の見直しを通じて予定価格の合理性を確認し、コストの削減を行うこと。

以上としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○永久先生 1点、誤記があるので指摘させていただきます。「主なコメントとしましては」の最後のところですが、「コーディネーションすることで発注する側」ではなくて「受注する側」の間違いです。

もう一つですが、私は途中で態度を変えました。それについてちょっと御説明したいと思います。最初、一部改善というふうに私自身は評価させていただきましたけれども、途中で抜本的改善に変えさせていただきました。その理由は、同じことが違うことでも起きているのだらうということです。今回は除染のことが対象事業でしたけれども、恐らく復興事業の中で同じような発注の仕方がいろんなところで起こっていて、同じような課題を抱えているのではないかと思いました。これはコメントの中に書かなくてあれですけれども、こうした意見もあったということをご付記いただければと思います。すなわち、そうした発注の仕方を根本的に考え直すようなことが必要なのではないかということでございます。

以上です。

○樫谷先生 私も、1枚目のコメントの下から4つ目の丸の2行目なのですが、「作業量や作業単位」と書いているのは「作業単価」です。

○太田先生 「実績精算」という言葉でいいのかわかりませんが、「実費」というふうにお読みいただいたので、そういうふうにしていただいたほうが普通かと思います。

○阿部先生 そうですね。これは「実費」ですね。

○後藤参事官 そのように修正をさせていただきたいと思います。

○阿部先生 コメントとしまして、永久先生がおっしゃったポイントというのは、第1番目には含まれないコメントと考えたほうがよろしいのでしょうか。

○永久先生 この対象事業を超えたようなテーマだと思うのですが、どうしたらよろしいかなと思います。

○阿部先生 発注方法の抜本的検討というのは第1点目に入っているのですが、第2点目ではコスト削減に向けての改善策ということでコメントがついております。これに加えて第3点目に。

○永久先生 では、主なコメントのところに、私が先ほど述べたことを加えていただけたらよろしいのですが。

○阿部先生 なるほど。

○永久先生　そこだけで結構です。

○阿部先生　では、主なコメントとして3点目の「実績精算」は「実費精算」である。さらに下のほうにいきまして「作業単位」とあるのは「作業単価」に変更する。それから、「コーディネーションすることで発注する側」とあるのは「受注する側」ということに加えて、先生のコメントをここにということですね。

○永久先生　済みません。よろしければ。

○阿部先生　その他、御意見等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上をもちまして本事業に関する結論としたいと思います。どうもありがとうございました。

○野口参事官　結論を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、次の事業「復興特区支援利子補給金」の議論に移らせていただきます。説明者の入れかえに時間をいただきますので、5時10分から再開させていただきたいと思います。

(環境省関係者退室)

(休憩)

(復興庁関係者入室)

○野口参事官　それでは「復興特区支援利子補給金」の議論に入らせていただきます。

事業所管部局である復興庁から事業概要の説明をお願いいたします。

○復興庁担当者　復興庁の復興特区を担当しています内田と申します。よろしく願い申し上げます。

お手元の資料の2ページ、まず、復興特区支援利子補給金の制度の概要でございます。これは御案内かと思いますが、被災地の復興加速化のために復興特区制度というのが平成23年12月に法定化されております。その中の復興推進計画といいますのは、産業の集積、活性化を図るために公共団体が計画を策定するものに対して内閣総理大臣が認定を行いまして、税制、金融、規制上の特例を講ずるものでございます。

このうち、金融上の特例というのが本利子補給制度でございまして、金融機関が事業者に対しまして、融資期間5年以上の長期の設備投資資金等を融資する場合に、その利子に対しまして、当初5年間、最大0.7%の補助をするものでございます。予算額としましては、28年度、29年度、約19億円を措置しております。

支援の対象の要件としましては、津波被害を受けました沿岸部を中心としまして、雇用機会の創出等に資する地域の中核的な業種の中核的な事業を対象にしております。また、融資額3億円以上100億円以下であること、また、雇用の創出効果ということで、例えば融資額が3億円以上の場合には新規雇用3人以上といったことも要件にしております。

次の3ページ、4ページに、被災地の企業立地促進に係る公的助成の一覧、各種補助金

等々を記載しておりますけれども、この利子補給制度につきましても、こういった各種制度の一つという位置づけとっております。これに記載の補助金などとの併用も可能な仕組みになっております。

また、利子補給制度ということでもありますので、融資を行うのはそれぞれ民間の金融機関でございます。融資に係る与信判断あるいは貸し倒れのリスクにつきましては、金融機関が負うことにしております。復興庁の役割としましては、自治体が作成する復興推進計画の認定事務全体を担っております。制度を始めまして、23年度から28年度末まで151件の計画を認定済みでございます。毎年度30件前後で推移しているということでありまして、今年度も同程度と見込んでおります。

この後、御説明のあります論点等に関しましては、今、予算額19億円ということがございますけれども、大別しまして、既往債権という将来の利払いが確定しているものについての支払いが13～14億円ということがございます。一方で、新規の採択分、今年度の新規、昨年度末見込んでいたものについては残りの4～5億円ということがございます。一定の不用も生じてきたわけでありまして、ある種、融資額の大きい事案に備えたバッファという面もなかったわけではございません。

資料の5ページに今後の利子補給金の推移という棒グラフがございます。上段は、融資額が一定で推移するケースを前提にしたものの推移、下段は、融資額が縮小していくケースを前提にした利子補給金の推移ということです。32年度が復興・創生期間の終期になりますけれども、当然、5年間の利子補給という前提でありますので、それ以降にも所要の利子補給が必要という前提でございますが、このような推移表をおつけしております。

もう一点、本制度の成果目標、アウトカムであります。8ページ目、9ページ目のレビューシートの中では、雇用者数ということで雇用を維持している分と新規の分を合計して載せております。レビューシート上にそういった目標を設定しているわけですが、我々復興庁としまして、実際に成果目標を達成しているかどうかということについては、いわばPDCAという観点からも、金融機関を通じまして事業者から報告を受けまして、実際にどのような雇用効果が上がっているかは確認しております。

そういった観点で用意させていただきました資料が6ページ目、復興特区支援利子補給金に係る雇用創出の計画及び実績です。冒頭、申し上げた151件、このうち、完了報告書が出されているものは41件でございます。②が雇用全体の維持・新規計画者数の計画値と、管理報告書を提出した分についての数字でございます。③は、そのうち新規で雇用した部分についての数字を記載しているところでございます。これが2つ目の成果目標の関係であります。

151件の計画につきましては、全体の融資額でいいますと約3,000億円の融資計画でありまして、その9割以上が融資を実行済みでありますけれども、融資金利で申しますと、平均1%をちょっと下回るぐらいの水準であります。

7ページ目は、日本銀行の統計資料でありますけれども、全国あるいは東北の国内銀行、

信用金庫の平均金利を示しております。これと大きな数字の違いはないと考えております。

最後になりますけれども、本制度につきましては、被災地の企業立地促進の観点での支援策の一端ということで、我々としても、復興の加速化を図りつつ、復興・創生期間の終期を見据えながら、引き続き的確な業務運営に努めたいと思っております。

概略、以上でございます。

○野口参事官 お手元の論点シートに記載されておりますように、論点は「予算額は適切か」「適切な目標が設定されているか」「これまでの成果を検証した上で、事業の終期の設定が必要ではないか」です。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要等の説明を受けまして、御質問等のある先生は挙手をお願いいたします。太田先生、お願いします。

○太田先生 6 ページ、事業者数が28年度は31ということですね。利子が減少している補給分が年間13億円ですか。

○復興庁担当者 いわゆる既往分というのが13～14億円。

○太田先生 既往分ですね。13億円ぐらい。そうすると10分の1で1億3,000万円で、その3分の1ですと数千万円、各社利子補給があるとすると、これは5年間で、出口戦略といいますか、エグジットで5年でやめてしまうということですか。激変緩和で多少続ける予定ですか。

○復興庁担当者 激変緩和の件については、あらかじめこの制度自体は5年という前提で金融機関、事業者は御了解の上で任されていますので、5年後には終わるという前提ということかと思っています。

○太田先生 各事業者は利払いが急に数千万円増えるということになるのですが、それでキャッシュフロー的に大丈夫ということは確認されているのですか。

○復興庁担当者 与信判断と与信リスクの部分については金融機関の御判断で、当初5年間は、そういうある種、ゼロ金利に近い状態ではあるものの、5年後には例えば0.7、0.8、1%という状態になるわけですが、そういう全体を評価して金融機関も融資の判断をされているということでありまして、その後については、基本的に我々は金融機関の与信判断によっているということで、復興庁として現時点では特段の財務諸表の確認はしておりません。

○太田先生 今となつてはということで、どうしようもないのかもしれませんが、利子補給するときに、出口を考えると少しずつ補助額を下げていくという制度設計もあり得たのかなと思います。その点、急に変わることについて特段の懸念はないということですか。

○復興庁担当者 そういう考えも一つの考え方かと思いますが、0.7%という水準を当初5年間はまず、ほかの類似制度などでもそういう制度がございますので、それを参考にさせていただいたということと、これは決定的な理由かどうかわかりませんが、事務的な簡易さということも多少加味しまして、場合によっては、もともと1%だったものをもう少し下げるとということもあるのかもしれませんが、0.7で5年間ということ

で、多少折衷した水準ではあろうかと思っております。

○太田先生 ありがとうございます。

○野口参事官 榎谷先生、お願いいたします。

○榎谷先生 女川のほうに行かせていただいて、いろいろ事業者の方からお聞きしました。印象では、皆さん補助していただくのは大変ありがたいということだと思っておりますが、あれだけの事業、加工場ですか、おやりになったのは、8分の7の補助が出るというのがまずある。それから、これは審査されたものに合致したというのでしょうか、対外的な説明として、こういうものがあるのは非常にありがたいというお話だったので、金利もありがたいみたいな、トーンが8分の7よりは相当落ちたような気がします。ただ、おっしゃるのはよく理解できて、自分が言うよりもどこかパブリックが言っていただいて、保証ではないのでしょうかけれども、お墨つきをいただいたというのは非常にありがたいというふうに事業者の方は思うと思います。

そうすると、何も金利である必要はないので、金利もやったらいいのかもわかりませんが、むしろ金利外の、安全だとか何かよくわかりませんが、パブリックからお墨つきが出るというのは非常に期待されているのかなという印象を受けたのですが、そこはどう考えられますか。

○復興庁担当者 先日、女川のあの水産加工場をごらんいただきまして、事前に全く打ち合わせはなかったのですけれども、事業者のほうから思いもかけずそういう認定についての効果の話もいただきまして、大変ありがたいと思えました。

この仕組み自体が、もともと地方公共団体が申請主体になっていまして、公共団体と事業者、あと、先日も地銀さんが来られたのですけれども、地銀さんがある種、四位一体になって計画づくりをしてということで、そこで一つ、こういう事業の方向性みたいなものが共有されまして、それが最終的に内閣総理大臣認定につながっています。先日、私も非常に感銘を受けたのですけれども、そういう言い方で評価していただいたものですから、そういう捉え方も逆にしていただけるということで大変ありがたかった思いがございます。

○榎谷先生 例えば、そういう認定したということ、マークではないけれども、マル適マークかどうかわかりませんが、何か証明みたいなものは出すのですか。

○復興庁担当者 実は、今、初めてそういうお尋ねがあったものですから、私のこれまでの役所の経験ですと、何々大臣認定ということをいろんな商品の中につけたいという業者の方は非常に多いと思うのですけれども、この制度の中でそういう話は余り聞かなかったのですが、そういうことを対外的にもよかれと思われる事業者であれば、そういうことをPRしていただくのは非常に喜ばしいと思っています。こちらのほうであらかじめフォーマットを決めているわけではないのですけれども、そういう取り組みはぜひお願いしたいと思っています。

○野口参事官 太田先生、お願いします。

○太田先生 今の件なのです。どちらが本当にありがたいのかというのは各事業者で違い

ますが、伺った感じからすると、認定されることによって社会的信用が上がるということ
を非常におっしゃっていたので、そういうことであれば、むしろ認定だけの事業にしてい
くと、利子補給分のコストがかからず、もっと効果的な復興作業ができるのではないかと
いう気もいたしました。現状、この貸し倒れはないわけですね。

○復興庁担当者　そうです。

○太田先生　ということで、非常に信用度が高いということは結果的にステータスになっ
ているということでもあるかと思いますが、広げると当然、危険度は上がっていくので、
価値が下がるかもしれませんが、利子補給のコストがかからず現地のニーズに合っ
た、この会社は優良会社だというお墨つきが出ると大分ありがたい、そういう事業も考え
ていくというのは別なアプローチとしてあり得るのかなと思います。

○復興庁担当者　私もそういう観点は全く頭の中になかったものですから、法律上は、税
制、規制、金融関係の3つの特例を通じた制度ということですので、どれかしら使える仕
組みを使っていたら、復興特区制度を有効に活用していただければありがたいと思ひ
ます。認定そのものをやる仕組みというのは、現行法ですぐに思い浮かばないものです
から。

○太田先生　逆に利子補給の効果よりもそういうステータスの効果のほうが大きければ、
今の制度上できるかどうかわかりませんが、補給の金額を減らして対象数を増やす
というやり方があるかと思いますが。

○復興庁担当者　予算的には、不用の話もありましたけれども、一定のバッファがある
中でやらせていただいていますので、そういう意味では、件数が増えることに対して何か
それが支障になっているということはないと思います。やはり金融機関が介在していま
すので、金融機関の与信リスクはきちっと見ていただいた上で、これはどちらかという
と、弱い企業を支えるという面もなくはないのですけれども、むしろ雇用の創出をできる
限り図るのがこの制度の目的ですので、それになう事業者を認定するという基本的な
骨格はそのままかなとは思っています。

○太田先生　雇用を創出することが目的だとすると、利子補給は結構迂遠な手法ですね。
つまり、常勤の人を何人か雇った場合に幾らか人件費を補助するというほうが直接的な
方法で。

○復興庁担当者　実は、先ほどお示しした緑のパンフの中にも、復興庁あるいは各省の制
度の中に、直接、雇用の助成金を図る仕組みもありますので、そういうものも当然御活用
いただくとは思いますが、こちらの復興特区の利子補給制度は、経営的にはある程度の信
用度もあるところが大半かなと思っています。その中でも、どうしてもやはり被災直後の
雇用の創出というのは非常に大きかったものですから、そこを何とかそういう企業を含め
て、いろんなアプローチで雇用の創出を図っていくというところで、この利子補給制度は
一つそこに存在意義があるのかなと思っております。

○太田先生　ありがとうございます。

○野口参事官 阿部先生、お願いします。

○阿部先生 雇用創出を目的とした基本的な制度であるということで、お示しいただいた6ページの資料を見ても、計画ベースでは、薄い緑の下の数字はこちらのシートのほうにも書いていただいている数字なのですけれども、レビューシートの数字と、今回新たに新規の雇用計画者数というところをピンクの網かけで示していただいて、思ったほど新規の雇用が伸びていないというふうに見えますが、その原因というか、背景としてはどんなことが考えられますか。

○復興庁担当者 実は、伸びていないと見えてしまいますのが、通常の補助金ですと竣工払いといいますか、竣工した時点で補助金を支払うことが多いのですけれども、利子補給の場合は、比較的長期の投資になるものですから、あらかじめ認定しまして、その後に融資を行うような仕組みになっています。完了報告書という形で報告が上がってくるのは少しタイムラグがあるものですから、例えば25、26、27は、まだ数字が上がってきていないのです。もう少し時間をいただければ、24年はそれなりの数字が入っていますけれども、そういった数字は当然上がってくるだろうということでもあります。

もう一つ、今の御質問の、維持の部分のほうでウエートが大きいのではないかとということになりますと、ある敷地の中に複数の設備があるときに、全体の雇用を回すということも重要なものですから、それでこの黄色の部分の数字もお示しいただいて、うち、投資部分については幾らかというピンクの部分、これもあわせて報告をいただいているという仕組みになっております。

○阿部先生 わかりました。

○野口参事官 榎谷先生。

○榎谷先生 ちょっと細かい話ですけれども、あの会社は、2社が合併で新しい会社をおつくりになったのですね。

○復興庁担当者 そのとおりです。

○榎谷先生 それは非常に合理的でいいと思います。恐らくそれぞれが加工場を持っていて、それを統合して新しい会社にしたというイメージを受けたのですが、多分そうだと思うのですけれども、その場合は新しい会社は新規になるのですか。それとも既存の方が移行された場合は既存になるのですか。余り重要な質問ではないのですけれども、どういう扱いですか。

○復興庁担当者 女川の際に訪れていただきました株式会社鮮冷さんにつきましては、鮮冷さんに属する従業員の方が申請時に69名ほどいらっしゃいまして、元々被災前の会社に属する従業員は入っていないという整理でカウントしております。

○榎谷先生 では、新規ということですね。

○野口参事官 永久先生、お願いいたします。

○永久先生 悩ましいのですけれども、利子補給自体が雇用者数に対してどのような貢献をしているか、測るのが難しくて、比較しなければいけないと思うのです。

一つには、何も補助金を受けずにビジネスをあそこで起こして、それで雇用者数にどのくらい貢献したかとか、あと、この利子補給を受けずに、他の補助金は利用したかもしれないけれども、そういう企業がどれだけの貢献をしたか、それと、補助金プラス利子補給というのがあって、利子補給がどれだけこれに関して貢献しているかというのは、そこまですら測らないとわからないのですけれども、それはデータの的にはないということですね。

○復興庁担当者 事前勉強会でも御指摘をいただきまして、実は151件のうち、他の補助金を併用しているケースが100件ちょっとあります。3分の2ほどです。ものづくりの関係の企業が多いものですから、そういった補助金等でうまく適用できるものがないか、確認はしましたが、有用なデータが得られませんでした。そこは力不足ではあるのですけれども、そういう意味では、この利子補給単独での雇用増がどれかということまでは突きとめられていないというのが現時点でございます。

その代わりということではありませんけれども、41件という事業完了報告書を出したもののについて、6 ページ目にご覧いただいているような分析は試みにさせていただきました。24件と17件でそれぞれ新規の雇用実績数で利子補給金を割りますと、他の補助金との併用の場合のほうが1人当たりの補助金額が少なくて済むという結果が得られたわけです。もともと事前勉強会で御指摘いただいた人数はデータがございませんでした。

○野口参事官 太田先生、お願いします。

○太田先生 感触としては、これがなくても成立していた融資にオンされているというか、これが決定的で、これがあったからこそ融資に至った、どちらですか。

○復興庁担当者 これは感覚的ですけども、151件のうち、一定の信用力なり事業採算性が結構高いというものが正直少なくない、そちらのほうが結構多いかなという感じはあると思います。一方、視察いただいた水産加工もそうですし、地場の産業などは比較的金利も高目に設定されているものも見られていまして、これは0.7%、上限ですけども、そういったものは採算性にはある程度効いてきているのではないかと考えています。

○野口参事官 榎谷先生、お願いします。

○榎谷先生 融資の分がありますね。8分の1の部分ですね。自己資金ではない、融資だと思いますが、それは保証協会とかの保証か何かついているのですか。

○復興庁担当者 その件については信用保証協会の保証は付いておりません。

○榎谷先生 ついていないのですね。プロパーの資金。

○復興庁担当者 はい。

○太田先生 リスク性の資金という意味でいうと、融資に利子を補給するのがいいのかどうかということも恐らくあると思います。割に融資は受けられるということは安定しているということで、むしろそこに新規の雇用をつくるとか、新規の産業をつくるということは、リスクの高い事業をしていくとすると、利子補給よりも、いわゆるエクイティ投資のほうを促進するような、一部、地方創生のほうで劣後債、優先株あたりが、メザニンというか、真ん中ぐらいをとってエクイティ投資を促進するような仕組みのものがあって、恐

らく他省庁であったと思うのですけれども、そういう形にしたほうが実は利子補給よりもっとリスクマネーを呼ぶことができているのではないかとこの考え方はされませんでしたか。

○復興庁担当者 一般論として、各省の制度にそういうエクイティ部分は多々あるというのも認識はしております。本制度の場合は、類似制度を参考にして金融機関の審査能力というのを最大限生かしながら、外にも委ねながら、できる限り迅速にお金を出すという仕組みでもあるのかなと思います。エクイティで見ると、審査期間もそれなりにかかるかもしれませんし、一長一短あるかとは思いますが、金融機関と事業者との通常のお付き合いの延長線で何か支援できることといたしたときには、こういった利子補給制度も一つありなのかなと思っております。

○野口参事官 榎谷先生。

○榎谷先生 もらったほうは、いただけるのは何でもありがたいというのがあって、手厚いほうがもちろんいいのですが、採算性と絡みださると思うのです。採算性がよければ別に利子補給は要らない、あるいは補助金も要らないというような話になっていくわけです。復興だから、何かの手当てをしないといけない、いろんな手当てをしなければいけないというのはよくわかるのですけれども、もしまた別の地域でこういうことが起こってしまったときに、やはり同じような、三位一体の支援がありますが、税制上、金融上、規制等の特例の中の金利というのはやはりしたほうがいいのかどうなのか、今回を踏まえて、結論はまだ出ないかもわかりませんが、そういう観点でもぜひ見ておいていただきたい。

同じお金の使い方の話だと思つるので、金利で支援するほうがいいのか、ほかで支援するほうがいいのか、支援の仕方はいろいろあると思いますので、金利も必要なのかもわかりません。今、高いといつても全体が低い金利なので、金利の支援ではなくて、もっと違う支援のほうがより合理的という側面がないわけではないと思いますので、反省という言葉がいいのか、検証といえはいいのかわかりませんが、しておいていただくといひかなと思つています。

○復興庁担当者 了解いたしました。

○野口参事官 太田先生、お願いいたします。

○太田先生 日本ほど災害が多い国は少ないのかもしれませんが、諸外国でも震災に限らず災害復興ということでいろいろな政策パッケージがあると思います。外国あるいは国内も多数、災害があると思いますけれども、何か知見は積み重なっているのでしょうか。

例えば、雇用創出の場合は、雇用関係の補助金や助成金のほうがいいのか、あるいは固定資産投資の一定額の補助金がいいのか、あるいは投資税額の控除がいいのか、あるいは金利の利子補給がいいのか、いろいろな政策手段があつて、ミックスがあると思うのですが、雇用を維持するためにはこれがいい、あるいは事業継続、採算性をしばらく支えて将来離陸していただくにはこういうのがいいというようなことはありますか。もしなけ

れば、今回まとめて次世代に残すということはあるのでしょうか。

○復興庁担当者 榎谷先生と太田先生から、今後の何か知見を得られるような効果なり、一つの教訓みたいなものをこの制度の中でという御指摘いただきましたが、我々、まだそこまで正直、思い至っていなかったところもあります。その上で、今後の知見になるようなものについては、先生方のアドバイスもいただきながら、できる限り残していきたいとは思っています。その際に、諸外国のところまでまだ視野が及んでいないものですから、そういった面も少し踏まえて考えていきたいと思っています。

○野口参事官 松村先生、お願いいたします。

○松村先生 利子補給という格好にしたのは、御説明のとおり相対的にコストが安いと判断したから。それは合理的な判断だと思います。かつて実際にあったと思いますが、例えば信用保証を政府で引き受けることだってあり得るわけですが、それをやるととんでもないモラルハザードが起こりうる、リスクの高いところばかり来て負担を押しつけられてしまうという弊害が相当あったという認識を踏まえて、こちらのほうがずっとよかったということで生き残った政策だと思います。これはこれで合理的かと思います。

一方で、当然、借りるほうはこれで利子率が下がる。もしこれで借入量が変わらなければ、あるいはそれを前提とした投資量が変わらないとするならば、単純な、行動と無関係な補助金となる。本来これによって投資がふえて、結果的にもちろん雇用もふえる効果を狙っているということですが、その効果の有無は、投資量が利子率にどれぐらい弾力的に反応して動くかということに依存する。しかし近年はこれが相当大幅に低下している。少なくともマクロ的には相当落ちているということがわかっている。こういう特別な状況のときにはそうでないかもしれないのですが、一般論として、効果は昔に比べれば相当に落ちてきていると多くの方が思っているのではないかと。

しかし、昔ながら使われていたもので相対的に弊害の少ないものということでは、確かに一定の意味はあるわけですが、この事業に限らず、一般論として本当に利子補給というのはそもそも政策パッケージの一つとして効率的なのだろうか、ほかの使い方はないのだろうかということを考えていく必要があると思います。その意味でも、今回の政策でどんな効果があったのかを後から調べることはとても重要だと思いますので、その観点からも、ぜひデータも整備して、最終的に事業が終わった後でどれぐらい成果があったのかを精査していただきたい。

以上です。

○復興庁担当者 貴重な御指摘をいただきましたので、そういった点を踏まえて今後検討していきたいと思っています。

○野口参事官 質疑、議論の終了時間が近づいてきておりますので、お手元のコメントシートに記入をお願いいたします。

それでは、太田先生、お願いいたします。

○太田先生 そのときの反省というか、過去のデータなのですからけれども、割に包み隠さず

やっていたほうが、やはり政府の事業ですので、結果的に成功と言わないといけないというバイアスがかかって、そういうふうになってしまうことが多いのですけれども、どちらかという有用性という意味では、ありのままのほうが恐らくは有用性が高いのではないかと思います。批判を恐れて、ちょっといい目を書くというようなことはないほうが、あるいはプライバシー等に考慮しながら、できるだけ生のデータを出していただくほうが将来に向けてはいいのではないかと思います。

○復興庁担当者 御指摘の点、よく承りました。ありがとうございます。

○野口参事官 樫谷先生、お願いいたします。

○樫谷先生 これの終期という観点で見たときに、また女川に関してですけれども、造成は来年ぐらいに終わるのですか。その後いろいろな建設とかされるわけですね。そうすると、この施策が合理的と考えて、とはいっても復興であるので終期を考えたときには、残りあと3年強ぐらいの期間の中で適切に終了できるのか、あるいはもっと早められるのか、今の造成状況を見ると、あと3年半では難しいのか、その辺はどのようにお考えになっていますか。

○復興庁担当者 復興特区制度は3本柱ということで、一つに大きく税制の措置がございます。これは、28年度から30年度までの間については復興・創生期間の初期ということで、一定の水準なのですが、31年度、32年度にかけて少し階段を設けていることとしてございます。この利子補給制度も特区制度全体の中ということもございますので、やはり復興を加速しなければいけない、それになかった制度設計にしなければいけないということとともに、遅れているところへの配慮といいますか、何らかの手当ても必要になると思いますので、復興特区制度あるいは復興施策全体の中で、この利子補給制度についても加速化する方向での対応と遅れているところへの手当てとをうまく両立できるような仕組みにしたいと思っております。

○樫谷先生 確におっしゃったように加速すればいいという話では必ずしもないのかもわかりません。そういう意味で、よく状況を見ながら的確な判断をしていかなければいけないのかもわかりませんので、現場を復興庁のほうで見ていらっしゃると思いますけれども、よくウオッチしていただきたいと思います。

○復興庁担当者 ウオッチしたいと思います。ありがとうございます。

○野口参事官 コメントの集計作業を行っておりますので、引き続き御質問等ございましたらお願いいたします。樫谷先生、お願いいたします。

○樫谷先生 スピードの話とも関係するのですけれども、例えば加工場をおつくりになりました。加工業者さんは震災以前はたくさんあったと思います。2つのものが1つで立派なものをおつくりになった。これは正しいと思います。ただし、それがあちこちにでき過ぎると過剰になって、一個一個は正しいのだけれども、トータルすると過剰で、特に今、魚がとれない、それは臨時的な事情なのかもわかりませんが、トータルの判断というのは、金融機関とかいろんなところが関与してするのでしょうが、どういうふうに見て

いるのですか。それぞれ自分はやりたい、自信がある、こういう話になってくると思うのですが、そう言えるかどうかは別ですけれども、マーケットから見て、せいぜい3つぐらいだと。ただ、4つ、5つの候補があったときにどういう優先順位で見るとですか。早いもの順なのですか。

○復興庁担当者 この制度の中では、やはり早く申請していただいたものから認定することになりますので、全体の需給バランスといいますか、長期的な需給のバランスをとるような仕組みが制度上ビルトインされているわけではございませんけれども、金融機関の審査を前提に認定しておりますので、そのノウハウを聞きながらやっていきたいと思っています。

○樫谷先生 経産省のあれでも思ったのですけれども、復旧復興ならば、理屈はともかく、採算云々は余りひどいのは別として、とにかくまず元に戻す、そのためのお金を提供する、こういう考え方もあるし、いや、採算性が十分合わないとだめなのだ、こういう観点もある。でも、採算性が十分合うというのであれば、それは普通の話なので、余りパブリックが出る側面はないと思うのですが、やはり原状復帰的な作業に対する補助のような気がします。もちろん原状復帰よりももう少しレベルアップしているのでしょうかけれども、そこは審査の加減というのでしょうか、審査の加減は極めて難しいと、私は自分が審査する立場になったら手が震えるような審査をしないとイケないのではないかと正直言って思っているのですが、どういう加減でされているのですか。復旧を強く意識してされているのか、それとも、そうではなくて、もっと採算を中心に考えるという観点なのか、中小企業庁のほうと今回ののはちょっと色合いが違うのかもしれませんが。

○復興庁担当者 、採算性の問題は、金融機関が審査する以上、やはりウエートとしてはどうしても高くなると思います。その上で、最近では岩手、宮城だけではなくて、福島でも本制度を結構使っていただいています、福島でも様々な動きが出始めていますので、最近の認定などは、そういった面も含めて、金融機関もある種、後押ししながら、こういう認定につなげるような取組はされているのではないかと考えております。

○野口参事官 松村先生、お願いします。

○松村先生 ちょっと本筋と関係ないことで申しわけないのですが、指定金融機関というのは、金融機関のほうの手を挙げて認定される。

○復興庁担当者 まず、計画自体は公共団体に作っていただきまして、計画を内閣総理大臣が認定した後に、金融機関を国が指定するという仕組みとなっています。

○松村先生 小さなことなのですが、要件が、これは銀行でないといけないのですか。

○復興庁担当者 対象金融機関は、政策金融機関、銀行です。

○松村先生 もうちょっと具体的に言うと生命保険とかは入らないのですか。

○復興庁担当者 対象には入っていません。

○松村先生 入っていないのは、生命保険が手を挙げないからですか。そもそも手を挙げられないのですか。

○復興庁担当者 現状では対象に入っておりませんが、そういったニーズや希望があるかどうかを踏まえて、今後の制度をどのように仕組むかになります。

○松村先生 事業の性質や規模からして手を挙げる可能性は極めて低いというのはわかるのですが、一般論として、特定の業種だけを指定するというのは、いろんな意味で、外聞が悪いという変なのですが、何かフェアに開かれていないというように見えかねないので、今回の制度からして別にそれで実害があったとは思えないのですが、今後、利子補給というのが続くときにはこの点考えていただきたい。

○復興庁担当者 そういう観点はよくわかりました。

○野口参事官 太田先生、お願いします。

○太田先生 これはアウトカムですか、雇用の創出というふうになると、審査するときに、雇用をほとんど生まない資本集約的な産業に対する設備投資よりは、労働集約的な産業に対する融資のほうを優先するという明確な政策目標はあるのでしょうか。

○復興庁担当者 結果的にそういう面がある場合もあるかと思えます。

○太田先生 場合によっては、人口も減少していくし、今後、資本装備率を上げるというか、被災地においても最新鋭の設備を入れて、より効率的な産業をつくっていかうとするときに、逆行する方向にならないかというのは。

○復興庁担当者 御指摘の観点は理解いたしますが、その上で、本制度で定めるような融資額1億円に対して雇用効果1人以上という水準については、ほかのものづくり関係の類似制度などでも割と一般的な水準だと思っています。この制度の中の、融資額3億円に対し雇用3人、融資額5億円に対し雇用5人といった要件については、それ自体はものすごく高いハードルというわけではなく、標準的な方かとも思っています。その上で、人手不足の状況にはありますが、そういう資本集約的なものについてもある程度拾える水準の要件ではないかと思っています。

○太田先生 被災地の状況がどうかわかりませんが、徐々にアウトソースといいますか、いろんなサービスを外に出していくように企業はなってきていて、必ずしも人を中に抱えるわけではない。融資を受けた会社自身が雇用を生み出さなくても、実はそれに類似して、ほかに仕事のチャンスが、フリーランスの人の受注が増えるとか、そんな可能性もあるのではないかという気がします。

○復興庁担当者 雇用効果のことをずっと申し上げてきましたが、ほとんどの認定企業が雇用効果の要件をクリアして認定を受けているのですが、一部には、売上が一定以上といった要件もありまして、売上の方で認定を受けるところもあります。そういった方向でクリアされる部分もあるのかなと思っています。

○太田先生 ありがとうございます。

○野口参事官 まだコメントの集計作業を行っておりますので、何か御質問等ございましたらお願いいたします。榎谷先生、お願いいたします。

○榎谷先生 理屈の話で、こんなことができるのかどうかわかりませんが、女川地区とい

うのがあって、それぞれ必要な機能あるいは事業というのがあると思います。加工場ばかりできても困るではないですか。加工場もあり何々もありということになると思うのですが、その辺のバランスというのは余り審査の対象にはなっていないのですか。

むしろトータルの女川復興のためにどういう順序でどういうものをつくっていったら、まず計画にあるのかないかわかりませんが、トータルが上がっていくのか、一方だけ充実してもここがないと、ボトルネックではないけれども、ということもあり得ますね。その辺の順序について何か考慮に入っているのですか。

○復興庁担当者 直接のお答えにならないかもしれませんが、やはり地域の中核的な業種を伸ばしていく、その中の中核的な事業者を認定するというスキームになっていまして、その前提にバランスいい地域の計画なるものがあって、その中にその業種が位置づけられているという復興推進計画の前提がある程度、暗黙の理解として含まれているのではないかと考えています。これまでの例を見ると、何か偏った、バランスに欠けた計画というものには余りないのかなという気もしますが、御指摘の点はごもっともだと思っていて、少し幅広く視野を持ちながら、引き続きやっていかなければいけないと思っております。

○野口参事官 太田先生、お願いいたします。

○太田先生 これは全然実質的な話ではないのですが、制度を利用された方がいま一つの制度はありがたいと思っていない理由の一つとして、支払い先が銀行だということはないですか。

○復興庁担当者 そういった面は否定できないかもしれません。

○太田先生 ただ、金利が安いけれども、実際に入ってきて出ていくと、完全に形式的な話で意味がないのかもしれませんが、国からお金をいただいているという感じがするのですが、ただ単に支払う金利が低くなっているという、お金は銀行に行っているわけですね。

○復興庁担当者 そうです。

○太田先生 補助された方に補助されている実感が非常に湧きにくいのかなという、政策目的として湧くのがいいのかどうかというのは別問題になるかと思いますが、アンケート調査される場合には多少そういう実感しにくいというようなことが出てくるかなと思います。

○復興庁担当者 わかりました。

○野口参事官 ほかに御質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、阿部先生から御説明をお願いいたします。

○阿部先生 5名の評価結果は、事業内容の一部改善とされた方が5名全員でございました。

主なコメントとしましては「復興であるので、手厚い手当が必要だと思うが、利子補給が適当なのか、それ以外の方策が適切なのか、今回の事案を踏まえて十分に検証された

い」「一般的には低金利時代であるので、利子補給政策がどの程度効果があるのかも含めて検討されたい」「予算規模は、その妥当性をさらに精査し、執行率も考えて縮小すべき」「利子補給というやり方が本当に効率的かは、この政策に限らず考える必要がある」「復興・創生期間の終了を見据えて当該事業の今後のあり方を検討すべき」「今後対象となる事業の規模や融資時期をより詳細に把握し、適正な予算を算出すること」「利子補給自体の雇用創出に対する貢献は不明。利子補給の事業継続に対する貢献も不明。現段階で効果は把握できておらず、今後は、その計測を行い、効果が認められない場合はやめる。その結果をその後の政策に生かす」「利子補給、雇用補助金、設備投資補助金等の政策手段の中でどれが有効な手段であったのか、事後的に評価することが重要」「財務諸表を収集できれば収集し、利子補給先の効果を分析すべき」というものがありました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては、事業内容の一部改善、取りまとめコメントとしては次の3点があります。

1点目、低金利の状況のもと、政策手段の中で利子補給制度が有効、効率的な手法であるのか、検証すべき。

2点目、今後の事業規模や融資時期をより詳細に把握し、予算規模を精査すべき。

3点目、復興・創生期間の終了を見据えて、当該事業の今後のあり方を検討すべき。

以上でございますが、御意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿部先生 では、以上をもちまして結論といたしたいと思います。ありがとうございます。

○野口参事官 結論を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

なお、先ほどの「除去土壌等の適正管理・搬出等の実施」に対するコメントにつきまして、今、修正案をお配りしておりますので、そちらについて御確認していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の議論は全て終了いたしました。

これで、平成29年度「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を閉会いたします。本日は、長時間にわたり活発な御議論いただきまして、まことにありがとうございました。